

令和8年度 町内会活動ガイドブック



会津若松市

ゼロカーボンシティ
あいづわかまつ

会津若松市区長会 公式ラインを開設しました。



二次元バーコード
から簡単登録

お友だち登録方法

- ① 左のQRコードを読み取って登録
- ② 「ID検索」で登録

@215lakde

こんなことに利用します。

- 市区長会からのお知らせ
- 市からの各種通知等データ共有
- 会議等の出欠報告
- 市からの緊急のお知らせ

ぜひご登録をお願いします。

会津若松市区長会（事務局：市民協働課）

住所：会津若松市栄町5-17（市民協働プラザ）

TEL：0242-39-1221

E-mail：kyodo@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

発行にあたって

区長の皆様には、日頃から市政運営に対し特段のご理解と多大なるご協力をいただき、誠にありがとうございます。

町内会は会員相互の親睦や福利向上を目的として、また、住みよい地域社会づくりをめざして自主的に結成・運営されている住民自治組織です。そして地域のさまざまな課題の解決に大きな役割を果たしています。

地域の皆様が安全安心に暮らすためには、日頃から一人ひとりが地域に関心を持ち、住民同士のつながりを持つことが大切です。今後さらに進行する少子高齢化社会においても、地域コミュニティが担う役割は、非常に大きくなるものと考えられます。

この冊子は、町内会の組織づくりや活動事例、活動に関連する市の事業等の情報をまとめたものです。町内会活動の一助になれば幸いです。

会津若松市市民部市民協働課

目 次

第1	住民自治組織	1
1	住民自治組織とは	1
2	住民自治組織の活動	1
3	住民自治組織と行政の関係	2
4	会津若松市の住民自治組織	2
5	住民自治組織の仕組み	3
6	会津若松市区長の個人情報の取扱い	7
第2	認可地縁団体	9
1	認可地縁団体制度について	9
2	認可申請の要件について	9
3	認可後の権利等について	9
4	認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について	10
5	認可地縁団体の証明等について	10
第3	会津若松市区長会	11
1	事業内容	11
2	本年度事業計画（令和8年6月1日現在）	11
3	主な事業とその取組	12
4	町内会活動傷害保険	13
5	規約	15
第4	町内会活動に関連する市の事業等	17
1	町内会交付金	17
2	福島県広報誌配布交付金	19
3	コミュニティ助成事業	20
4	集会所整備事業補助金	21
5	ハチ駆除用防護服の貸出	21
6	鳥害対策等機材の貸出	22
7	会津若松市社会福祉協議会 空き家等利活用改修助成金	23
8	空家等対策・空家相談会	23
9	空家等改修支援事業	24
10	空家等解体撤去支援事業	25
11	防犯灯設置補助金	26
12	防犯灯電気料補助金	26

13	防犯カメラ設置等事業補助金	27
14	防災出前講座	27
15	災害用土のうの配備	28
16	自主防災組織支援事業補助金	29
17	ごみステーション美化事業補助金	30
18	資源物保管庫設置補助金	30
19	資源物回収奨励金	31
20	資源物回収容器の破損等に伴う交換	31
21	違反ごみ等見守りカメラシステム	32
22	ボランティア清掃専用ごみ袋の配付	32
23	会津若松市社会福祉協議会除雪ボランティア事業 「地域ぐるみ除雪ボランティア活動」助成金	33
24	雪害応急対策本部設置時の除・排雪補助金	33
25	会津若松除雪対策協力会 建設機械等借上補助金	34
26	会津若松除雪対策協力会 小型除雪機械等購入補助金	34
27	側溝の蓋上げ機の貸出	35
28	福島県河川道路美化作業傷害保険・賠償責任保険制度	35
29	生活道路整備事業	36
30	市道の補修・改修のための資材の支給	36
31	農道や農業用排水路の維持・補修のための資材の支給	36
32	公園等緑化愛護会助成	37
33	国土緑化会津若松市推進委員会 公共施設等緑化推進事業	37
34	木材チップの貸出	38
35	アメリカシロヒトリ防除対策	39
36	放射線測定器の貸出	39
37	会津若松市地域公共交通会議 地域公共交通利用促進活動助成金	40
38	会津若松市社会福祉協議会 ふれあい・いきいきサロン活動助成金	41
39	会津若松市社会福祉協議会 「今から始める」みんなの健幸教室	41
40	介護予防講座	42
41	地域リハビリテーション活動支援事業	43
42	人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業（健やかコミュニティ モデル地区育成事業）	44
43	町内会連絡網のデジタル化支援講座	45
44	生涯学習出前講座	46
45	地域運営組織の設立・運営の支援	48
46	会津若松市社会福祉協議会 未来きぼう応援金	49
47	町内会加入促進・活動促進への支援	49

第5	市の施設等案内	55
1	各課の案内	55
2	施設一覧表	57

第1 住民自治組織

1 住民自治組織とは

一定の地域の住民によって組織化された自主的な団体のことです。会津若松市では、町内会などの名称で呼ばれています。

地域に住む人々が支えあいの精神に基づき、地域を共同で利用するため、日常生活を支える各種の機能を担うとともに、地域を代表しつつ、その区域内に生ずる様々な課題に対処するなど、よりよい地域を形成・維持していくことが期待されています。

2 住民自治組織の活動

町内会などの住民自治組織には、主に次の二つの役割があるといわれています。

(1) 地域における共同生活のための基盤を管理する役割

それぞれの地域が実情に応じて住民同士が協力して取り組んでいる主な公益的な活動事例は次のとおりです。

○活動事例

- ①住民相互の関係では、連絡調整やレクリエーションなどの親睦行事
- ②地域の安全確保という面では、防犯、防災、交通安全などの活動
- ③地域の環境整備としては、地区清掃、美化活動、ごみのリサイクル、街路灯の維持管理など
- ④地域の文化面では、伝統文化・行事の継承や創造などの活動
- ⑤地域住民の総意を代表するという面では、地域における問題などに関する要望書の提出
- ⑥その他には、福祉活動への取組など

(2) 地域の基盤組織であるため市から依頼される役割

主なものとしては、市の作成する広報を目的とした印刷物の配布及び内容の周知、各種調査等への協力があります。

◆下記のような場合は、ご連絡をお願いします。◆

町内会の新設・分離・合併・解散や区長の交代など変更があった場合は、市民協働課地域自治グループ（電話 39-1221）へご連絡をお願いします。

3 住民自治組織と行政の関係

住民自治組織と行政は、適切な役割分担のもと、協働により住みよいまちづくりを行う対等なパートナーの関係にあります。お互いを尊重し、それぞれの役割分担のもと協働していく関係は、地域の実情に即したまちづくりにつながるものと考えます。

市は、市民との協働によるまちづくりを推進するために各種の取組を行っています。その一つが、住民自治組織との関係強化です。

例えば、住民自治組織が取り組む環境の保全や美化活動、防犯・防災活動、福祉活動などについては、住民自治の根幹となる活動です。行政としても推進すべき事業ですので、市は様々な手法によって、このような活動を側面から支援することとしています。

また、市から住民自治組織に対しては、市民生活の充実や行政情報の周知の観点から、市及び関係機関発行物の配布・回覧や各種調査等への協力をお願いしています。

現在、地域での人間関係が希薄になりつつあり、防犯や防災、高齢者や子育て世代の支援など、解決しなければならない様々な課題が指摘されています。地域の力を活かした地域が輝くまちづくりが求められています。

4 会津若松市の住民自治組織

会津若松市には、活動の基本となる町内会が502（令和8年4月1日現在の届出数）あり、1町内会当たりの平均世帯数は約94世帯となっています。

また、おおむね小学校を単位として地区区長会（16地区）が組織されており、最小単位の町内会では実施が難しいような活動、例えば災害を想定した防災訓練や、各種団体や学校と連携したイベントなどを行っています。

さらに会津若松市内の区長（町内会長）をもって組織する会津若松市区長会では、様々な活動（11ページ参照）を行っています。

会津若松市の町内会数・加入状況(令和8年4月1日現在)

町内会数 502町内会

町内会加入世帯数 47,305世帯

加入率※ 約90.9%

※市の全世帯数に占める町内会加入世帯数の割合

5 住民自治組織の仕組み

(1) 町内会の会則（規約）

住民自治組織の円滑な運営のためには、まず、目的に沿った会則（規約）が定められていることが大切です。会則（規約）をもとに、町内会の組織や役員、予算、事業などが形づくられます。会則（規約）には、一般的に次の事項を定めま

す。
また、作成した会則（規約）は、組織の総会で承認を得たうえで運用することを基本とし、様々な状況変化に応じて、会員の意見を取り入れながら見直していくことが必要です。また、会則（規約）を変更する際にも総会で承認を得る必要があります。

○会則（規約）に定める事項

①総則

会の名称や会の区域、会員の資格、事務所の所在などに関すること。

②目的と事業

会の目的と、その目的を達成するための具体的に展開される事業に関する

こと。

③役員

役員の構成や選出方法、任務分掌、任期などに関すること。

④会議

会議の種類や招集方法、議決事項、成立要件、議長の選出方法、議決に関する

こと。

⑤会計

会計年度や会費、収入、支出、資産に関すること。

⑥加入と退会

会への加入、退会に関すること。

⑦その他

必要に応じて、専門部や組など、内部組織構成に関することを規定。

(2) 町内会の役員

町内会がまとまりを保ちながら活動していくためには、運営の中心となる役員の役割を明確にすることが大切です。役員は、会則（規約）に定められた方法で選出し、役割を分担しながら一致協力する体制づくりに努めます。町内会の役員構成とそれぞれの役割は、おおよそ次のものがありますが、町内会の規模によって一部の役職を兼務することも可能です。会の運営にとって重要ですので十分検討することが大切です。

○役員構成と役割

①会長

会をまとめていく最高責任者です。対外的には会の意思を伝える代表者としての役割があります。

②副会長

会長を補佐し、時には会長の役割を代行する職責があります。

③会計

現金の出納や会計書類の整備、備品の管理など、会の出納責任者です。

④庶務

会議の準備、連絡等を担当します。

⑤組長

規模の大きな町内会では、会長一人で町内会全体を把握することは難しくなります。そこで、町内会をいくつかの「組」に分けて組長を配置し、会長を補佐する体制を確立しているところもあります。

⑥監事

町内会の会計や事業の実施状況について、適正であるかチェックする役割があります。

その他の役員として書記の他、防犯・防災、交通安全、環境、体育、子ども会など、各分野の役員を配置している場合があります。また、顧問や理事、相談役を置くところもあります。

さらには、会長の負担を軽減するために、町内会によっては会長を補佐する役員を複数人配置しているところもあります。

特に規模の大きな町内会では、会長に負担が集中しないように、組長を複数人配置することで、担当する範囲を区分けし、負担の均衡を図る方法もあります。

(3) 役員業務の引継ぎ

役員が交代する際には、後任者に必ず重要事項や懸案事項を引き継ぐことが重要です。資料・記録のファイリングやパソコンの電子データを保存しておくことなどで、引継ぎが円滑に行えます。

また、長年にわたり町内会において取り組んでいる課題や行政の各種補助金等の利用がある場合は、申請方法などについても、要点・注意点をまとめて丁寧に引継ぎを行ってください。



(4) 町内会の運営

町内会の運営は、基本的に会則（規約）と会員全員の意思に基づき行われます。役員が作成した事業計画案を会員が承認し、初めて活動を行うことができます。そのため、会員の意思統一に向けた話合いや連絡調整が欠かせません。

また、年度当初に計画した事業以外にも、ごみステーションの維持管理や夜間の防犯活動などのように恒常的に行われる活動や、防犯灯の球切れなど突発的な対応を求められるものがあります。

○会議・連絡

総会では、前年度の事業報告、収支決算報告、新年度の事業計画の承認、収支予算の承認、役員の改選等を議案とし、審議・議決を行います。

多くの町内会では、総会の前に役員会を開催し、あらかじめ総会の議案について審議が行われているようです。

その他、緊急に会員の承認が必要な事項が発生した場合に、臨時総会を開催することもあります。

総会等が終わったら、開催した日時と場所、審議や議決を行った事項などを議事録にまとめましょう。

会議以外の連絡手段としては、文書配布や回覧板があります。また、市が年毎月発行する市政だよりや行政または地区の広報物と併せて配布・回覧する方法も考えられます。

また、電子メールやSNS、市コミュニケーションサービス『[※]あいべあ』などを町内会の連絡・広報に取り入れると、町内会の運営がスムーズになると考えられます。

※『あいべあ』とは
市が行う地域密着型のコミュニケーションサービス。メールの連絡網や掲示板の機能を有します。
詳しくは市情報戦略課(電話 39-1214)に相談、又は町内会連絡網のデジタル化支援講座(45頁) 生涯学習出前講座(46、47頁)をご利用ください。

○会計処理の原則

町内会では、企業や行政と同じように会計処理が行われております。収入には、会費、寄付金、補助金、事業・財産収入等があります。町内会費は、事業を行うために必要な経費を会員数で割ったものとするのが基本的な考え方です。しかし、会員の利益に大きな格差が生じる事業については、受益者負担とする方法もあります。

支出には、会議費、交通費、通信費、消耗品費、衛生費、人件費（役員手当）、修繕費、地区費などがありますが、予算に応じた計画的な執行となっているかを検討することが必要です。

また、会計・事業の執行状況について監事が監査を行い、総会において会員に報告することが重要です。

○町内会における個人情報の取扱い

平成27年9月に個人情報保護法が改正され、平成29年5月30日に全面施行されました。改正前は5,000人以下の個人情報を取り扱う事業者は対象外とされていましたが、改正後は、町内会を含むすべての事業者に、個人情報保護法が適用されます。

町内会の運営にあたり、会員名簿を作成するなど個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に十分注意しましょう。

個人情報取扱いのポイント

タイミング	ルール	町内会での注意点と例
個人情報を集める前	個人情報の利用目的をあらかじめ特定	会員名簿等を作成するにあたり、利用目的と収集する個人情報の内容を明確にする必要があります。
個人情報を集めるとき	本人から書面で個人情報を取得する場合には、本人に対して利用目的を明示	個人情報は、本人から収集するのが原則です。そのためには、会員に名簿等の利用目的を知らせ、同意を得たうえで情報の提供をしてもらうことが必要です。
個人情報を利用するとき	情報を収集した際に伝えた利用目的の範囲内で活用	情報を収集した際に伝えた利用目的の範囲内で活用してください。それ以外に利用することはできません。
個人情報を保管しているとき	集めた個人情報の漏えい防止のために適切な措置を講じる	個人情報の盗難・紛失等のないように適切に管理する必要があります。
	集めた個人情報について情報公開や訂正等の対応	本人から開示等の請求があった場合はこれに対応する必要があります。また、訂正等に関する問い合わせ先を記載し、本人から内容の訂正を求められた場合は適切に対応する必要があります。
第三者へ個人情報を提供するとき	本人以外の者に個人情報を提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得る	本人以外の者（第三者）へ個人情報を提供する場合、あらかじめ利用目的・内容を含めて同意を得ることが必要です。ただし、法令に基づく場合などには、例外的に同意を得なくても提供することができます。
	提供先などを記録し一定期間保管する	いつ、だれに、どんな提供を行ったかを記録し、原則3年間保管することが必要です。

6 会津若松市区長の個人情報の取扱い

区長は、町内会の推薦により市長が委嘱し、「会津若松市区長等に関する規則」に規定する所掌事務を行っていただいております。市は、区長の氏名・住所・電話番号などの個人情報を、個人情報の保護に関する法律に基づき運用・管理しております。具体的には、次のとおりの取扱いをしております。（会津若松市区長等に関する規則 18 ページ参照）

市が、「会津若松市区長等に関する規則」に規定する所掌事務の遂行のために利用します。

(例)	
①	市の作成する広報を目的とした印刷物の配布及び内容の周知
②	市の事業の案内や通知（催しの案内、ごみ収集に関するお知らせなど）
③	市の事業への協力をお願い（美化清掃の協力依頼、アンケート依頼など）
④	市が実施する工事等についての連絡（水道工事や道路工事の説明など）

ただし、次の場合は、市以外の者に情報提供することがあります。

	事 例	提 供 先	提供内容
①	地域での建築・開発工事等の事前説明や近隣対応が必要な場合	その事業に関わる民間事業者（開発業者や不動産会社など）	氏 名 住 所 電話番号
②	市以外の行政機関が、行政情報をお知らせする必要がある場合	国、福島県など地方公共団体	
③	町内会への加入や町内会活動に関する問合せがあった場合（電話で情報提供することがあります）	町内会区域内（または当該マンション等）の住民、転入者、事業者等	
④	個人や団体が公益的活動に利用する場合	会津若松市区長会（構成員含む）、社会福祉協議会、市議会議員等	
⑤	個人情報の保護に関する法律第 69 条第 2 項にあてはまる場合（8 ページ参照）		

○個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）抜粋

（個人情報の保有の制限等）

第61条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用及び提供の制限）

第69条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。

第2 認可地縁団体

1 認可地縁団体制度について

この制度は、町内会等の地縁団体が、当該団体名義で共有財産を不動産登記（※注：団体については法人のみ登記可）しようとする場合や、地域的な共同活動を行うために法人格が求められる場合に、法人としての権利能力を付与することを目的とした制度です。

地方自治法第260条の2に規定する一定の要件を満たしていることを市長が認可後、告示することにより、地縁団体として法人化されます。

平成3年の地方自治法改正によってこの制度ができましたが、それ以前は共有財産であっても個人名でしか登記できず、相続や差押等のリスクが生じていたことから、町内会等が当該団体名義で共有財産を不動産登記しようとする場合に限り認可申請が認められるようになりました。

さらには、町内会等が地域的な共同活動を円滑に行う場合にも認可申請が認められるようになりました。

会津若松市の認可地縁団体数：100団体（令和8年4月1日現在）

2 認可申請の要件について

認可地縁団体の認可申請を行う場合の要件は、次のとおりです。

なお、申請には所定の書類等が必要となりますので、お早目に市民協働課へお問い合わせください。

- ①その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
- ②その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
- ③その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること
- ④地方自治法に規定する8項目（目的、名称等）を規約に定めていること。

3 認可後の権利等について

認可申請の要件を満たしていると認められた場合、市長が認可後に告示することにより町内会等は法人化され、それによって法務局の法人登記に代えることとなります。

認可後は、規約に定める目的の範囲内において、次のような権利を有し、また義務を負うこととなります。

- ①団体名義での不動産等の登記が可能となる。
- ②契約行為等に必要の印鑑を登録し、認可地縁団体の印鑑登録証明書の交付を受けることができる。
- ③団体運営は、地方自治法に従って行うこととなる。ただし、行政から監督や検査を受けることはなく、市との関係は認可の前後で変わることはない。
- ④財産目録と構成員名簿を作成し、常備することとなる。
- ⑤代表者や規約の変更、解散には、所定の方法で市への届出が必要となる。

4 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について

これまでは、認可地縁団体が団体名義で不動産登記ができるようになっても、当該不動産の登記関係者の所在が不明であるなどにより登記ができないという問題がありました。

そのため、平成27年に地方自治法が改正され、所定の手続（要件あり）を経たうえで登記申請ができるようになりました。

5 認可地縁団体の証明等について

認可後は、認可地縁団体である旨の証明書等の交付を受けることができます。

※各種申請には、所定の書類が必要になります。詳細は、市民協働課へお問い合わせください。

※お知らせ（地方自治法改正関係）

◆認可申請要件の変更について（令和3年11月26日施行）

地方自治法改正前は、町内会等が財産を保有しようとする場合に限って、認可申請が認められていました。改正後は、町内会等が地域的な共同活動を円滑に行う場合にも、認可申請が認められるようになりました。これは、地域的な共同活動を行うおうとする際の各種手続（関係団体との契約締結や口座開設等）において、認可地縁団体として法人化が求められる事例が全国的に数多く見受けられたためです。

◆総会での書面又は電磁的方法による決議について（令和4年8月20日施行予定）

規約等に基づき認可地縁団体の総会において決議をすべき場合において、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなすよう改められました。ただし、規約改正には市長の変更認可を受ける必要がありますので、事前に市民協働課へお問い合わせください。

◆認可地縁団体同士の合併規定の創設（令和5年4月1日施行）

認可地縁団体は、市内の他の認可地縁団体と合併できるよう改められました。ただし、事前準備等が必要ですので、詳細は市民協働課へお問い合わせください。

3 主な事業とその取組

◆各地区清掃事業

会津若松市区長会（16地区区長会）の主催により、快適で住みよいまちづくりを推進するため、住民一丸となって側溝や道路の清掃活動を行っています。

◆新任区長研修会

区長としての任務の遂行上、より一層の知識を得ていただくため、新任区長を対象に市補助金制度の説明や町内会等活動事例発表などの研修会を開催しています。

◆先進都市研修視察

日常における地域コミュニティ活動やまちづくりの推進など、より充実した町内会運営の参考とするため、他自治体の町内会等の取組について研修や視察を行っています。

◆市長との対話集会

18地区区長会からの要望を取りまとめ、要望実現に向け市長との対話集会を開催しています。

◆全市区長研修会

よりよいまちづくりに資するため、全区長を対象に講演を中心とした研修会を開催しています。

◆区長会会報発行

区長会の事業などについての周知を図り、その理解の促進に努めています。

会津若松市区長会ホームページを公開中！

ホームページを通じて本会の活動等をより多くの皆様方に紹介し、情報を共有することにより地域のさらなる振興を図ってまいります。

会津若松市区長会ホームページアドレス

⇒<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2014072900050/>



掲載記事（町内会等活動事例）を募集しています！

平成27年1月より公開された本会ホームページには、各町内会等の活動を紹介するコーナーが総務部会により設けられ、防犯・防災・環境美化や世代間交流による地域の絆づくりなど、住みよいまちづくりに向けた取組事例を、モデルケースとして情報発信することで地域の活性化を目指しています。

これまで様々な事例を紹介しており、各町内会等の活動をPRする場としても活用いただいております。

※記事掲載のお申し込み、お問い合わせは、下記までお願いします。

【会津若松市区長会事務局】市民協働課 地域自治グループ（電話 39-1221）

4 町内会活動傷害保険

◆会津若松市区長会では、本会や各地区、各町内会の活動に参加中の傷害事故を対象として保険に加入しております。この保険は全町内会を加入対象としているため、毎年4月に契約後、5～6月に各地区・各町内会に保険料の納入を依頼しており、1町内会当たりの負担額は以下のとおりです。

○町内会の規模（※4月1日現在の世帯数）に応じた負担額

- ◎30世帯以下の町内会・・・・・・・・・・500円
- ◎31世帯～50世帯以下の町内会・・・・・・・・750円
- ◎51世帯～200世帯以下の町内会・・・・・・・・1,000円
- ◎201世帯～300世帯以下の町内会・・・・・・・・1,500円
- ◎301世帯以上の町内会・・・・・・・・・・2,000円

◆町内会活動傷害保険の内容は次のとおりです。なお、その他条件がありますので、詳細は下記事務局までお問い合わせください。

○対象者

会津若松市区長会に加入している町内会の会員
(世帯主のほか、家族も含まれます。)

○対象となる活動

- ◎市区長会または地区区長会が主催する研修会や各地区清掃事業など
- ※このうち清掃事業（草刈）について、草刈機使用時の傷害は一律適用外です。
- ◎各町内会が実施するアメシロ防除、お祭り、レクリエーション等の親睦事業など町内会主催の自主事業
- ※このうちお祭りについて、準備や後片付中の事故は適用外です。
- ◎市や各種団体への協力事業（町内会として参加する事業）

※注意※

高所作業、草刈り機や除雪機の使用、請負作業（市等からの支払いが伴う作業など）は、一律に保険適用外です！

○補償内容

- ◎死亡保険金・・・・・・・・・・300万円
- ◎後遺傷害保険金・・・・・・・・・・～300万円
(けがの等級により変動あり)
- ◎入院保険金日額・・・・・・・・・・3,000円
- ◎通院保険金日額・・・・・・・・・・2,000円
- ◎賠償責任保険（1事故につき）・・・・・・・・限度額1億円

◆活動中に傷害事故が生じた場合は、すみやかに（2週間以内）町内会の区長を通じ下記事務局へご連絡ください。

【会津若松市区長会事務局】市民協働課 地域自治グループ（電話 39-1221）

町内会活動傷害保険の概要について

	傷害保険 (自身がけが等をした場合に適用)	賠償責任保険 (他人にけが等をさせた場合に適用)
対象となる事故	<p>町内会（市区長会及び地区区長会を含む）活動中に「急激偶然かつ外来の事故」によって被った傷害で、次の条件を満たす場合。</p> <p>①町内会管理下中の事故であること。 ②事業計画に基づいた町内会主催の事業であること。 ③町内会活動上必要な研修会・会議等に参加中であること。 ④事業計画を推進するため必要な活動中であること。</p>	<p>町内会（市区長会及び地区区長会を含む）活動中において他人にケガをさせたり、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することを要する場合で、次の条件を満たす場合。</p> <p>①町内会が企画立案し、総会等の所定の手続きを経て決定された活動中の事故。 ②町内会活動等に従事または参加している間の事故。 ③事業計画を推進するため必要とする活動中の事故。</p>
対象とならない場合	<p>①上記の対象となる事故の条件を満たさない場合。 ②町内会が、協賛・後援等名目だけの関わりをもつ事業での事故の場合。 ③その他（故意、天災等）</p>	<p>①上記の対象となる事故の条件を満たさない場合。 ②町内会が、協賛・後援等名目だけの関わりをもつ事業での事故の場合。 ③自動車または、原動機付き自転車の所有使用、または管理に起因する事故の場合。 ④その他（故意、天災等）</p>
対象となる活動（主なもの）	<p>○清掃事業（側溝清掃、ゴミ拾いなど） ○アメリロ防除 ○レクリエーション等の親睦事業 ○広報紙及び回覧板配布 ○町内会会費徴収 ○総会、役員会、研修会、集会、忘年会、新年会等の会議 ○防火活動等の町内会運営の自主事業 ○クリーン鶴ヶ城作戦や環境フェスタ等の市や各種団体への協力事業 ○活動への往復路（自宅から会場等へ、会場等から自宅への途中と証明される場合） ※宿泊を伴う活動も含む。ただし、団体行動中の事故を対象とする。 ※詳細については、お問い合わせください。</p>	
補償内容	<p>○死亡保険金 300万円 ○後遺障害保険金 ～300万円 （けがの等級により変動あり） ○入院保険金日額 3,000円 ○通院保険金日額 2,000円</p> <p>上記は事故日より180日以内の傷害による。ただし、通院については90日を限度とする。（はり灸、マッサージは対象外）</p>	<p>○1事故につき対人、対物1億円（限度額）</p>

5 規約

会津若松市区長会規約

第1章 総 則

- 第1条 この会は会津若松市区長会と称する。
第2条 この会は会津若松市内の区長（町内会長）をもって組織する。
第3条 この会は事務局を会津若松市役所内に置く。
第4条 この会は市民の福祉の増進と市政との円滑な協力関係を推進し、もって会津若松市の発展に貢献することを目的とする。

第2章 事 業

- 第5条 この会は前条の目的を達成するため概ね次の事業を行う。
（1）市の行政に対し協力する事項
（2）民意の反映をはかる事項
（3）会員の資質向上と相互の親睦をはかる事項
（4）その他、本会の目的達成のため必要な事項

第3章 機 関

（1）会 議

- 第6条 この会に次の会議を置く。
（1）総会
（2）役員会
（3）正・副会長会議
（4）各部委員会
第7条 前条の会議は会長（各部委員会にあっては該当部長）が招集し、次のように運営する。
（1）定時総会は毎年4月に開催し、収入、支出に関する予算・決算の審議、役員を選出、事業計画の策定、その他を審議する。
（2）会長が必要と認めるとき又は会員の2分の1以上の要請があったときは、会長の招集により臨時総会を開催することができる。
（3）役員会、正・副会長会議、各部委員会は、必要のつどこれを開催する。
第8条 この会の会議の定足数は、構成員の過半数（委任状を含む）とする。
第9条 総会の決議は、出席者（代理を認める）の過半数をもって決定し、可否同数の場合は議長が決する。

（2）役 員

- 第10条 この会に次の役員を置く。
- | | |
|-----------|----|
| （1）会長 | 1名 |
| （2）副会長 | 4名 |
| （3）会計 | 2名 |
| （4）監事 | 3名 |
| （5）総務部長 | 1名 |
| （6）総務副部長 | 2名 |
| （7）教養部長 | 1名 |
| （8）教養副部長 | 2名 |
| （9）厚生部長 | 1名 |
| （10）厚生副部長 | 2名 |
| （11）産業部長 | 1名 |
| （12）産業副部長 | 2名 |
- 第11条 役員、各部委員の選出方法並びに任期は次のとおりとする。
（1）会長、副会長、会計、監事は総会において選出する。その選出方法は別に定める。
（2）その他の役員及び各部委員は各地区会長の推薦する者を会長が委嘱する。
（3）役員及び各部委員の任期は1期2年とする。ただし、再任を妨げない。
（4）補欠による役員及び各部委員の任期は前任者の残任期間とする。
第12条 役員の任務は次のとおりとする。
（1）会長は会を代表し、会務を統理する。
（2）副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。

- (3) 会計は、会計に関する事務を担当する。
- (4) 監事は、会計事務を監査する。
- (5) 部長は、会長の要請に応え会務を執行し、所管事項を担当する。
- (6) 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときはこれを代理する。

(3) 顧問及び相談役

第13条 顧問及び相談役は総会の承認を得て置くことができる。

2 顧問及び相談役は、会議に出席して意見を述べることができる。

第4章 経 理

第14条 この会の維持費は会費、補助金、寄付金、その他の収入による。会費の額は総会において議決し、これを徴収する。

第15条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

第16条 この会に次の帳簿を備え付ける。

- (1) 区長会規約
- (2) 会員名簿
- (3) 役員名簿
- (4) 会計簿
- (5) 議事録
- (6) その他の補助簿

第5章 地区区長会

第17条 この会は、各町内会、また、各地区区長会との連絡調整及び会務の円滑な運営を図るため各地区に地区区長会を置く。

第18条 地区区長会の運営に関し必要な事項については、この規約を基準としてそれぞれの地区区長会においてこれを定める。

第19条 この会は、第17条に定める活動を円滑に進めるため、各地区区長会に対して毎年度予算の範囲内において交付金を交付するものとする。

第6章 雑 則

第20条 この規約に定めるものの外に生じた事項については、その都度役員会で協議のうえ決定するものとする。

第21条 この規約は、総会の議決によらなければ改廃することが出来ない。

附 則

この規約は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和56年4月1日改正適用する。

附 則

この規約は、昭和60年4月1日改正適用する。

附 則

この規約は、昭和61年4月1日改正適用する。

附 則

この規約は、平成2年4月1日改正適用する。

附 則

この規約は、平成3年4月1日改正適用する。

附 則

この規約は、平成13年4月24日改正適用する。

附 則

この規約は、平成19年5月28日改正適用する。

附 則

この規約は、平成19年11月27日改正適用する。

附 則

この規約は、平成28年4月27日改正適用する。

第4 町内会活動に関連する市の事業等

市や各団体では、町内会活動に資する様々な事業を行っています。詳細については、各事業の問い合わせ先へ直接ご連絡ください。

1 町内会交付金

(1) 町内会交付金について

「会津若松市区長等に関する規則」に基づき、『地域における市民の福祉を増進し、区長の行う事務を円滑に進めるため、区長を置いた町内会に対して交付する（会津若松市区長等に関する規則第7条）』ものです。

(2) 交付金の使途について

町内会交付金は、『市民の福祉を増進し、区長の行う事務を円滑に進める』ために交付しています。

交付の目的に沿って、区長報償金や役員手当、あるいは町内会の運営や活動にかかる経費などに活用することができます。交付金の透明性を確保するためにも、各町内会においてお話し合いの上、有効にご活用ください。

なお、年度末には「町内会交付金実績報告書」を提出いただきます。

○町内会からの報償金（区長や役員手当）について

町内会の会計からの報償金（区長や役員手当）は、「雑所得」となり、税申告の手続きが必要となる場合があります。個人の所得状況により、手続きが異なりますので、詳細は、市税務課市民税グループ（電話 39-1223）にお問い合わせください。

(3) 振込先について

「町内会交付金振込口座申請書」で申請のあった口座に振り込みます。
振込口座は町内会で管理している（公的口座）としています。

(4) 交付金額の算定について

交付金額＝均等割額＋世帯割額 750 円 × 世帯数（10月1日現在）

※世帯数は、町内会への加入・未加入に関係なく、市政だよりを配布している世帯数（事業所も含む）です。

地区名	条件	均等割額	世帯割額
行仁、鶴城、謹教、城北、日新、城西	79世帯以下	11,600円	750円 × 世帯数 基準日は10月1日
	80世帯以上	12,100円	
町北、高野、神指、門田、東山、一箕 大戸、湊、北会津、河東	59世帯以下	12,600円	
	60世帯以上	13,300円	

(5) スケジュール（予定）

- 10月初旬 市民協働課から、申請書類等提出依頼を各区長に発送
- 10月中旬 各区長は、申請書類等一式を市民協働課へ提出
- 12月中旬 市民協働課から、決定通知書を各区長に発送
- 12月中旬 市民協働課は、指定口座へ振り込み
- 3月初旬 市民協働課から、実績報告書類等提出依頼を各区長に発送
- 3月下旬 各区長は、実績報告書類を市民協働課へ提出

問い合わせ先： 市民協働課 地域自治グループ（電話 39-1221）

○会津若松市区長等に関する規則

昭和30年10月31日

規則第16号

(設置)

第1条 市民の福祉を増進し、市政の円滑な運営を図るため本市の各町内会の区域ごとに区長を置く。

2 地区の区分及び名称は市長が別に定める。

(委嘱)

第2条 区長は、町内会の推せんにより市長が委嘱する。

(所掌事務)

第3条 区長は、次の各号に掲げる事務を行う。

(1) 市の作成する広報を目的とした印刷物の配布及び内容の周知に関する事項

(2) 特に指示する調査に関する事項

(3) その他特に市長が必要と認めた事項

(任期等)

第4条 区長の任期は、2年とする。ただし、補欠区長の任期は、前任者の残任期間とする。

2 区長は、再任することができる。

(事務の引継ぎ)

第5条 区長が交代したときは、退職の日から7日以内に担任する事務を後任者に引き継がなければならない。

(手数料の不徴収)

第6条 区長は、区長として行う事務については手数料等を徴収してはならない。

(経費の支弁)

第7条 市長は、地域における市民の福祉を増進すること及び第3条各号に掲げる事務を円滑に進めるため、区長を置いた町内会に対して毎年予算の範囲内において交付金を交付するものとする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、区長に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和30年4月1日から適用する。

附 則(昭和31年6月1日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和31年4月1日から適用する。

附 則(昭和33年4月8日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和32年4月1日から適用する。

附 則(昭和35年4月21日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和35年7月22日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。

附 則(昭和37年3月13日規則第6号)

この規則は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則(昭和37年6月18日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和37年4月1日から適用する。

附 則(昭和46年4月6日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則(昭和46年6月15日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年5月24日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第25号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 福島県広報誌配布交付金

県が発行する広報誌「つながる ふくしま ゆめだより」の配布を行った町内会に対して交付金を交付します。

○交付時期

◎毎年度末（予定）

○交付金額

◎配布世帯数に応じた額とします。

◎1世帯当たりの金額については、県広報誌の配布回数等により異なります。
（参考：令和7年度1世帯当たり6円）

問い合わせ先：シティプロモーション課 広報グループ（電話 39-1206）

市政だよりなどの配送について

市政だより及び同時配布物については、下記の配送日程で、事前に登録された配送先へお届けいたしますので、町内会への配布及び回覧等にご協力くださいますようお願いいたします。

市政だより	配送日
令和8年5月1日号	令和8年4月27日（月）・28日（火）
6月1日号	5月28日（木）・29日（金）
7月1日号	6月27日（土）・29日（月）
8月1日号	7月29日（水）・30日（木）
9月1日号	8月27日（木）・28日（金）
10月1日号	9月28日（月）・29日（火）
11月1日号	10月29日（木）・30日（金）
12月1日号	11月27日（金）・28日（土）
令和9年1月1日号	12月24日（木）・25日（金）
2月1日号	令和9年1月28日（木）・29日（金）
3月1日号	2月25日（木）・26日（金）
4月1日号	3月26日（金）・29日（月）

※配送は、2日間で配送するようにしております。日時の指定はできませんので、あらかじめご了承ください。

※市政だよりなどの配布数や回覧数及び配送先に変更があった場合は、シティプロモーション課広報グループ（電話 39-1206）へご連絡ください。

3 コミュニティ助成事業

コミュニティ助成事業とは、一般財団法人自治総合センター（以下、「センター」という。）が宝くじの収益を財源に、宝くじの社会貢献広報事業として、地域住民のコミュニティ活動支援を目的に助成を行うものです。

※子ども会、育成会など特定の活動目的を持つ団体、宗教団体、営利団体等は申請対象外です。

※子ども会、育成会等で使用する設備等を町内会名で申請することはできません。

①一般コミュニティ助成事業

○対象

コミュニティ活動に直接必要な設備等の整備

※町内会主催事業で使用する祭りのやぐら、太鼓、テント等

※建築物、消耗品は除く。



○助成額等

100万～250万円（10万円単位、10万円未満は町内会等負担）

（例1）事業費が100万円未満の場合は、申請対象外

（例2）事業費が155万円の場合は、助成額150万円、町内会等の負担5万円

（例3）事業費が300万円の場合は、助成額250万円、町内会等の負担50万円

②コミュニティセンター助成事業

○対象

集会施設の建設又は大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備

○助成額等

対象経費の5分の3以内の金額（10万円単位、10万円未満は町内会等負担）

※限度額2,000万円

◆①②の共通留意事項等

◎令和8年度募集（令和9年度実施分）のスケジュールは以下のとおりです。

◎①②の併用、また②と市集会所整備事業補助金の併用はできません。

◎希望団体が複数の場合には市で審査するため、必ずセンターへ申請されたいは限りません。また、センターへの申請後も必ず採択されたいは限りませんのでご注意ください。

◎事業の詳細に関する通知が例年8月中旬頃に届きます。諸事情により、事業自体が実施されない場合や条件等に変更が生じる場合がありますのでご了承ください。

◎その他条件等については、市民協働課までお問い合わせください。

◆①②に関する共通スケジュール（予定）

令和8年8月3日まで 町内会等からの申請希望書を受付

8月中旬頃 センター（県経由）より事業の実施通知

8月下旬頃 希望複数の場合、審査会実施

9月下旬頃 市からセンター（県経由）に申請

令和9年3月 センター（県経由）より結果発表

令和9年4月以降 町内会等への市の交付決定後、事業開始

問い合わせ先： 市民協働課 地域自治グループ（電話 39-1221）

4 集会所整備事業補助金

町内会が集会所の整備を行う場合、整備に必要な経費の一部を補助します。なお、今年度より一定の要件を満たすエアコンを新たに設置する場合（空調設備）も補助の対象となります。詳細については、お問い合わせください。

○補助率等

◎補助対象経費の100分の30以内の金額

※限度額320万円

※空調設備については、整備する部屋に応じて20畳以下は7万円、20畳を超える場合は12万円を限度とします

○留意事項等

◎スケジュール…次年度の予算措置のため、6月から9月末にかけて翌年度の集会所整備補助の希望調査を実施します。

◎補助対象経費…建物本体、電気、ガス、給排水衛生設備及び空調設備の工事及び建物購入に要する経費です。

◎補助の制限…補助金を利用して整備した集会所は、翌年度から10年間補助の対象としておりません。新築については年度につき1件です。修繕、改修については一工事当たり20万円以上の工事を対象としておりますが、空調設備についてはこの限りではありません。

◎その他…「会津若松市集会所整備事業補助金の交付等に関する要綱」の基準を満たしていること。

問い合わせ先： 市民協働課 地域自治グループ（電話 39-1221）

5 ハチ駆除用防護服の貸出

ハチの巣を早急に駆除する必要がある場合など、やむを得ず自分で駆除を行う方に、ハチ駆除用防護服等を貸し出します。

なお、ハチの巣の駆除は、土地・建物の所有者が行うことが原則ですが、スズメバチの巣の駆除は大変危険であるため、福島県ペストコントロール協会（電話 024-522-5621）や、電話帳もしくはインターネットなどから専門業者に依頼することをお勧めします。（市では事業者の紹介や斡旋は行っておりません）

○対象者

◎会津若松市内に住所を有している方（事業者も含む）

○留意事項等

◎借用方法…事前に電話で予約の上、環境共生課にお越しください。

※身分証（運転免許証等）が必要です。

◎貸出期間…最長5日間です。返却は環境共生課へお願いします。

◎貸出器材内容…ハチ防護服（適応身長：165～185cm）、手袋

◎ハチ駆除用の殺虫剤等は各自でご準備ください。



問い合わせ先： 環境共生課 環境グループ（電話 23-4700）

6 鳥害対策等機材の貸出

カラスやムクドリのおねぐらを追払えるよう、レーザーポインターやLEDヘッドライト等の機材を貸し出します。

また、カラスのフンやマイマイガの卵塊等で道路や家の壁等が汚れたときに水で洗い流せるよう、高圧洗浄機（電動式）等の機材を貸し出します。

○対象者

◎会津若松市内に住所を有している方（事業者も含む）

○貸出機材

- ◎レーザーポインター
- ◎LEDヘッドライト
- ◎LED懐中電灯
- ◎拍子木
- ◎ハンド型コンパクトメガホン
- ◎高圧洗浄機（電動式）
- ◎ホース（ドラム付き）
- ◎電源コード（ドラム付き）

○留意事項等

- ◎事前に電話で予約の上、環境共生課にお越してください。
- ◎免許証や保険証など、身分を証明できるものをお持ちください。
- ◎貸出期間は、最長一週間です。
- ◎高圧洗浄機を使用する場合、電源と水はご自身でご用意ください。
- ◎誤った使用方法による破損や紛失をした場合等は、弁償していただくことになります。

★カラスやムクドリのおねぐらの追払いは、大人数で広い範囲を、短期間で集中的に行うのが効果的です。

大規模な追い払いには職員の派遣なども行っておりますので、具体的な方法などは市HPを御覧いただくか、環境共生課にご相談ください。

問い合わせ先： 環境共生課 環境グループ（電話 23-4700）

7 会津若松市社会福祉協議会 空き家等利活用改修助成金

町内会やサロン会などの地域コミュニティ団体が、空き家等を活動・交流拠点として利活用した場合、空き家等の改修助成金を交付し活動を支援します。

- 改修助成額
 - ◎30万円（上限）
- 対象工事
 - ◎手すり、床や玄関の段差解消、トイレ・便器の交換、引き戸への交換、玄関の落雪防止器具の取り付け等（空き家所有者の同意が必要です。）
- 留意事項等
 - ◎改修助成金を受けるには、社会福祉協議会から「ささえあい拠点」の認定を受ける必要があります。
 - ◎詳しくは、社会福祉協議会までご連絡ください。

問い合わせ先： 会津若松市社会福祉協議会
地域福祉課 地域福祉係（電話 28-4030）

8 空家等対策・空家相談会

市では、近隣の生活環境に悪影響を及ぼすような空家等について、町内会や関係団体等の協力のもと、所有者による適正な管理が図られるよう取り組みを行っています。

また、町内会や市民の皆様からご提供いただいた空家等に関する情報につきましては、その後に実態調査を行った上で、データベース化し適正に管理しており、毎年、各町内会とも共有させていただいております。空家等に関する情報提供、各種ご相談については、建築住宅課までご連絡をお願いします。

なお、空家等を所有・管理している人や、今後、空家等を相続する可能性がある人を対象に、専門家による相談会を下記のとおり開催いたします。

参加費用は無料ですので、売買や利活用に関する相談、相続、維持管理に関することなど、お気軽にご相談ください（要予約）。

【空家相談会】

令和8年 6月18日（木） 13:30～15:30

令和8年10月15日（木） 13:30～15:30

令和9年 2月18日（木） 13:30～15:30

問い合わせ・お申込み先： 建築住宅課 建築指導グループ（電話23-7014）

放っておくと
危険な空き家に…



9 空家等改修支援事業

地域の活動拠点（高齢者サロン、子育て支援施設等）、地域活性化に資する施設（宿泊・交流施設等）、会津地域以外からの移住（転入予定または転入して1年以内の方）といった事業に係る市内の空家等の改修経費の一部を補助します。

- 補助対象者…次に掲げる項目のいずれにも該当する方
 - ①当該空家等の所有者・相続人、または購入もしくは賃借をする方
 - ②5年以上の事業継続または定住する意思のある方
 - ③市税を滞納していない方
 - ④暴力団関係者ではない方
 - ⑤同一の工事において、市から同種の補助金等の交付を受けていない方

- 対象家屋…次に掲げる要件をすべて満たしていること
 - ①市内に所在する空家等であること
 - ②同一敷地内において居住の実態が無いこと
 - ③会津若松市住宅取得支援事業補助金の交付を受けていないこと
 - ④申請者のほかにも当該空家等の所有者や相続人がいる場合は、該当者全員から当該空家等の改修についての同意を得られていること

- 補助金額
対象工事経費の2分の1以内（限度額70万円）

- 加算金額…次のいずれかに該当する場合、補助限度額に最大30万円加算
 - ①申請者が新婚世帯の場合
 - ②申請者が子育て世帯の場合

- 受付期間：4月13日（月）から

令和8年度内に工事完了が予定されている事業が対象となります。補助金には限りがありますので、上限に達し次第、締め切らせていただきます。

問い合わせ先： 建築住宅課 建築指導グループ（電話 23-7014）



10 空家等解体撤去支援事業

市が定める老朽化した空家等を解体する際に、必要な費用の一部助成を行い、安全・安心なまちづくりと居住環境の改善及び地域活性化を図ります。

○補助対象者…次のいずれかに該当する方

- ①当該空家等の所有者
- ②当該空家等の相続人
- ③所有者等から解体撤去について同意を得た人

○対象家屋…次に掲げる要件をすべて満たしていること

- ①市内に所在する空家等であること
- ②同一敷地内において居住の実態が無いこと
- ③会津若松市住宅取得支援事業補助金の交付を受けていないこと
- ④判定基準表のうち評定内容の2項目以上に該当する空家等であること
- ⑤申請者のほかにも当該空家等の所有者や相続人がいる場合は、該当者全員から当該空家等の解体撤去についての同意を得られていること
- ⑥抵当権等が設定されていない空家等であること。ただし、抵当権等が設定されている場合であっても、当該権利の権利者が当該空家等の解体撤去について同意している場合は、この限りでない。

○対象工事…以下の要件をすべて満たす工事であること

- ①市内業者が施工する工事であること
- ②家屋の一部のみの解体工事費用、塀や樹木などの付属物の撤去費用、家財の処分費用等は補助対象外とする
- ③交付決定前に着手した工事は対象外となる

○補助金額

- ◎対象工事経費の5分の1以内（限度額30万円）

○加算金額…次のいずれかに該当する場合、限度額に20万円加算

- ◎申請者が会津地域以外からの移住者で解体撤去後に新築する場合
 - ◎解体撤去後、地域の活性化に資する公共性及び公益性のある取組を行う場合
- ※5年以上の定住または事業継続を行うこと

○受付期間：4月13日（月）から

令和8年度内に工事完了が予定されている事業が対象となります。補助金には限りがありますので、上限に達し次第、締め切らせていただきます。

問い合わせ先： 建築住宅課 建築指導グループ（電話 23-7014）

1 1 防犯灯設置補助金

夜間における犯罪の防止・通行の安全を目的として、町内会等が道路、橋、または公園に照明用として設置し、維持管理を行う防犯灯に対し、設置工事費の一部を補助します。

○補助率等

◎工事費（修理を除く）の2分の1以内の額

※限度額

- ・電柱取り付けの場合… 15,000 円 / 1 灯当たり
- ・専用ポールを設置して取り付ける場合… 30,000 円 / 1 灯当たり



○留意事項等

◎設置工事に着手する前に申請が必要です。

※申請は1月末までです。

※着手後や完了後の場合は、補助対象になりません。

◎他の事業による補助を受けるものは除きます。

◎灯具の取り替え設置についても補助の対象となります。

※撤去・処分費については補助対象になりません。

問い合わせ先： 危機管理課 交通防犯グループ（電話 39-1227）

1 2 防犯灯電気料補助金

各町内会が維持管理する防犯灯について、電気料金の一部を補助します。

○補助率等

◎1 灯当たり年間 1,000 円

※年額 1,000 円を下回った場合は、その額を上限とします。

○留意事項等

◎10月に申請書を各町内会に送付しますので、書類到着後、手引きに従い申請手続きを行ってください。なお、申請の際には、東北電力等からの請求内訳書、領収証書等（10月分）が必要です。

◎他の事業による補助を受けるものは除きます。

問い合わせ先： 危機管理課 交通防犯グループ（電話 39-1227）

1 3 防犯カメラ設置等事業補助金

犯罪の発生防止による地域の安全を確保するため、町内会等が設置する防犯カメラの設置費用の一部を補助します。

○補助率等

◎防犯カメラ機器購入・設置工事費・看板設置費板購入に要する経費の2分の1以内の額

※限度額 20万円

○留意事項等

◎町内会の総会等において、防犯カメラの設置について同意が得られていることなど要件がありますので、必ず事前に危機管理課へご相談ください。

◎県警などから同種の補助を受けるものは除きます。

◎設置後、5年以上の運用が要件です。

◎「会津若松市防犯カメラ設置等補助金に関する要綱」の基準を満たしていること。

問い合わせ先： 危機管理課 交通防犯グループ（電話 39-1227）

1 4 防災出前講座

防災対策普及員が各地区や町内会へ訪問し、地震・水害・土砂災害など、身のまわりの災害リスクへの備えや対応方法などを説明する講座を行います。

その他、防災に関する地域の様々な取組み（研修、訓練、自主防災組織の設立・活動支援など）にも幅広くお応えします。

○受講 無料

○開催日等

◎要相談 事前にご予約・ご相談をお願いします。

お電話・ご訪問の場合は基本、月～金の8:30～17:00

◎開催日時（夜間や土日祝日も対応可）や場所等についてはご相談ください。

問い合わせ先： 危機管理課 消防防災グループ（電話 39-1227）

15 災害用土のうの配備

市民の皆さんが水害に備えて自主防衛するために、災害用の土のうを配備しています。「自助」、「共助」の取り組みの中で利用できる土のうです。また、町内会単位での自主防災活動のために土のうが必要であれば、あらかじめ危機管理課までご連絡ください。

なお、土のう袋のみの配布は行っておりませんので、必要な方はホームセンター等での購入をお願いします。

○土のうの配備場所

市役所栄町第一庁舎（庁舎北側）	市役所追手町第二庁舎（庁舎西側駐輪場）
中央公民館神指分館（建物南側）	一箕公民館（建物西側）
南公民館（建物北側）	日新コミュニティセンター（建物北側）
城西コミュニティセンター（建物東側）	くつろぎ緑地（東山町石山地内）
上下水道局（テニスコート脇駐車場）	北会津支所（車庫東側・水防倉庫西側）
河東支所（大型車庫北側）	

○留意事項等

◎使用後は、土のうの維持管理と処分を適正に行ってください。

問い合わせ先： 危機管理課 消防防災グループ（電話39-1227）

防災情報メールの登録のお願い

災害時の避難指示等の情報や避難所開設情報をはじめ、気象情報や火災情報などを皆さんがご使用の携帯電話やスマートフォンにメールをお送りするサービスです。

令和元年10月の東日本台風では、本市においても避難勧告（当時）の発令のほか、避難所の開設情報を随時発信しました。

まだ登録されていない方がいらっしゃれば、ぜひご登録ください。

◎登録方法

- ①QRコードを読み取り、表示されたメールアドレスにメールを送信。
（QRコードが読み込めない場合は、送信先アドレスにメールを送信。）
- ②すぐに返信メール※が届きますので、メールの内容に従い、登録フォームへアクセスしてください。
- ③登録フォームにて、氏名・フリガナを入力し、登録先自治体を「会津若松市」に選択して登録してください。本登録完了メールが届いたら登録が完了です。

※②の返信メールが届かない場合は、迷惑メールをブロックする設定により届かない場合があります。その際は、「aibear.jp」のドメインからのメールを許可するよう設定してください。設定方法の詳細については、各キャリアの販売店等へお問い合わせください。

QRコード



メール送信先⇒ bosai-mail_aw.in@aibear.jp

1 6 自主防災組織支援事業補助金

町内会等による、自主防災組織（地区による防災組織）の設立や活動を支援しています。

○補助制度の概要

◎対象…新たに自主防災組織を設立しようとする町内会等、既設の自主防災組織

◎対象経費…組織の設立や活動にあたって必要な経費（防災資機材の整備、地区防災マップ作成費など）

◎補助上限…1団体につき最大10万円

（内訳：5万円＋世帯割「1世帯500円で上限5万円」）

※複数町内会等による合同で組織される場合は、世帯割の上限が「1世帯500円で上限10万円」となります。

※1団体につき毎年度1回、活用いただけます。

※補助金には限りがありますので、上限に達し次第、締め切らせていただきます。

問い合わせ先： 危機管理課 消防防災グループ（電話39-1227）

自主防災組織Q&A

自主防災組織について教えてください。

自主防災組織とは、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき、自発的に結成する組織です。

大規模災害時には、住民一人ひとりが自分の身を守る「自助」と、地域で助け合う「共助」が、命を守るうえで大変重要であることが過去の災害からも実証されています。自主防災組織はその「共助」の中核を担うものです。

主な活動としては、災害による被害を予防し軽減するため平時からの防災知識の普及や防災訓練の実施、災害時の情報収集・伝達、初期消火、避難誘導、負傷者の救出救護活動などがあります。

危機管理課では、上記補助金制度の他に防災に関する出前講座や地区防災マップの作成などの支援活動を行っています。

出前講座では、各種災害ごとの避難行動や災害の備え、避難情報や避難所などについての防災講話「災害から身を守る」や防災講話を交えながら家族構成や生活環境にあった避難に必要な情報・行動を把握し避難行動計画を作成していただく「マイ・タイムラインの作成について」など防災に関する講座を行っていますので、ご活用ください。



17 ごみステーション美化事業補助金

衛生的で機能的なごみステーションの設置促進を図るため、ごみステーションを設置または改修する町内会に対して、施工額の一部を補助します。（受付順）

○補助率等

◎消費税を含む施工額の2分の1

※事業の限度額8万円（世帯数が90世帯を超える町内会は16万円）、1,000円未満切り捨て

※1年度の限度額8万円（世帯数が90世帯を超える町内会は16万円）

○留意事項等

◎補助金の交付決定を受ける前に着手済または完了済の場合、補助対象とすることはできません。

◎次の交付基準を満たすこと。

①耐久性がある材質を使用すること。

②周囲及び上部を囲い、扉をつけること。

③色彩は、周辺の環境に配慮したものであること。

④ごみの飛散防止及び環境美化に配慮したものであること。

※折りたたみ式ごみステーションも補助の対象になります。

※申請は、ごみ集積所を管理している町内会の区長に限ります。

※申請書は、環境共生課に備えてあります。市のホームページからもダウンロードできます。

問い合わせ先： 環境共生課 ごみ減量推進グループ（電話 27-3961）

18 資源物保管庫設置補助金

地域の資源物回収を促進するため、資源物を一時的に保管するための施設を設置又は改修する町内会等の資源物回収の実施団体に対して、設置費用又は改修費用の一部を補助します。（受付順）

○補助率等

◎消費税を含む、施工額の2分の1

※限度額10万円、1,000円未満切り捨て

○留意事項等

◎補助金の交付決定を受ける前に着手した場合、補助金は交付できません。

◎次の交付基準を満たすこと。

①保管庫は、団体が収集した資源物のみを保管し、その他の物の保管には利用しないこと。

②保管庫の大きさは、保管面積が3.3㎡以上で、形状は三方が壁で囲われ、屋根があること。

③保管庫は、団体が責任をもって維持管理すること。

④保管庫には、名称の表示をすること。

⑤保管庫の設置場所については、あらかじめ土地所有者又は土地管理者から設置許可を得ていること。

⑥補助金の交付を受けた翌年度から5年間は、同補助金の対象とはなりません。

※申請書は、環境共生課に備えてあります。市のホームページからもダウンロードできます。

問い合わせ先： 環境共生課 ごみ減量推進グループ（電話 27-3961）

19 資源物回収奨励金

地球温暖化の防止、資源物のリサイクル推進とごみ減量のため、資源物回収を実施している町内会等の団体へ、回収量に応じて奨励金を交付します。

○奨励金額

◎下記の各品目 3円/kg

- ①古紙類（新聞、ダンボール、雑誌等）
- ②古布類（タオル類、衣類等）
- ③金属類（鉄、非鉄金属等）
- ④容積が1.8ℓ以上のリターナブルびん
（1本を1kgに換算します。）
- ⑤その他のリターナブルびん
（1本を0.6kgに換算します。）
- ⑥植物性廃食用油（1ℓを1kgに換算します。）



○留意事項等

◎登録手続（事前に環境共生課へお問い合わせください。）

- ①資源回収業者を選び、回収日、回収場所、回収品目を決める。
- ②奨励金を振り込むための登録団体名義の金融機関の口座を開設する。
- ③環境共生課に、団体登録申請書（最初のみ）及び実施予定書を提出する。

※奨励金交付申請書及び実施予定書は、毎年提出が必要です。

問い合わせ先： 環境共生課 ごみ減量推進グループ（電話 27-3961）

20 資源物回収容器の破損等に伴う交換

資源物のリサイクル推進とごみ減量のため、市で配布している資源物の回収容器の交換を実施しています。

○対象

- ◎プラスチック製容器包装の回収容器
- ◎アルミ缶の回収容器
- ◎スチール缶の回収容器
- ◎ペットボトルの回収容器
- ◎無色・茶・その他のびんの回収容器
- ◎古布の回収容器

※容器が破損等で使えないときは、環境共生課へご連絡ください。

問い合わせ先： 環境共生課 ごみ減量推進グループ（電話 27-3961）

2 1 違反ごみ等見守りカメラシステムの貸出

不法投棄及びごみステーション等への悪質な違反ごみの投棄の防止を目的に、見守りカメラシステムを一定期間貸出します。

○対象

◎申請者：町内会等の代表者

◎期間：原則1カ月以内

問い合わせ先： 環境共生課 ごみ減量推進グループ（電話 27-3961）

2 2 ボランティア清掃専用ごみ袋の配付

町内会が主体となり、屋外で実施する公共的空間（道路、河川、公園等）でのボランティア活動によってでたごみを、最寄りのごみステーションに出す際に「ボランティア清掃専用ごみ袋」をご利用いただけます。

○利用できる活動

- ・地区の一斉清掃（春・秋）で出るごみ（刈り草等含む）
- ・町内会が維持管理している神社・寺院の敷地（屋外）の清掃美化活動で出るごみ。
- ・町内にある公園で、町内会が実施するボランティア清掃で出るごみ。

○利用できないもの

- ・ごみステーションで回収されなかったごみを排出する場合。
- ・町内会館等の屋内で出たごみ。
- ・町内会主催の夏祭りや会合、歳の神等で出るごみ。

○申込方法

- ・環境共生課窓口にて、申込書に必要事項を記入する。
- ・市ホームページの専用申込フォームから申込をする。（受取希望日の10営業日前まで受付可能）

問い合わせ先： 環境共生課 ごみ減量推進グループ（電話 27-3961）

2 3 会津若松市社会福祉協議会除雪ボランティア事業 「地域ぐるみ除雪ボランティア活動」助成金

除雪困難世帯の日常生活に必要な玄関先や通路、間口の除雪を行う町内会組織を支援します。

※除雪困難世帯… 65歳以上の高齢者のみの世帯、障がい者世帯及び母子世帯のうち自力での除雪が困難な世帯

○活動助成金

◎玄関先、通路… 1世帯1回あたり400円（1町内会10万円が上限）

◎間口… 1世帯1回あたり250円

○留意事項等

◎毎年11月上旬頃、各町内会へ案内文を送付しますので、社会福祉協議会への登録手続きを行ってください。

◎社会福祉協議会に登録されると、間口除雪業務の委託費もまとめて申請手続きができます。

◎除雪困難世帯の選定は、地区民生委員と相談されるようお願いいたします。

◎万が一の場合に備えてボランティア活動保険に加入（保険料は社会福祉協議会が負担）します。

問い合わせ先： 会津若松市社会福祉協議会
地域福祉課 ボランティアセンター （電話 28-4030）



2 4 雪害応急対策本部設置時の除・排雪補助金

雪害応急対策本部が設置された期間、市民生活の安定を図るため、町内会等に対し生活道路（私道）の除雪及び排雪作業に係る経費の一部を補助します。

※雪害応急対策本部とは、積雪量が80cmを超えるなど、特に市民生活に大きな支障を及ぼすと見込まれる場合に設置して対策を図ります。

○補助制度の概要

◎補助対象経費…町内会等が自ら実施する、生活道路の除・排雪に係る建設機械の借り上げ及び除雪作業の委託に要した経費

◎補助率…3分の2以内

◎補助限度額…10万円以内

問い合わせ先： 危機管理課 消防防災グループ （電話 39-1227）



2 5 会津若松除雪対策協力会 建設機械等借上補助金

町内会が、公道以外の生活道路の除排雪を業者に委託した場合に、対象費用の一部を補助します。

- 対象
 - ◎公道から公道までの私道の除雪
 - ◎袋小路（宅地接道）の私道の除雪
- 補助率等
 - ◎対象費用の3分の2
 - ※限度額5万円
- 留意事項等
 - ◎年度ごとに事前の申請が必要になります。

問い合わせ先： 会津若松除雪対策協力会事務局
道路課 維持グループ（電話 39-1267）



2 6 会津若松除雪対策協力会 小型除雪機械等購入補助金

町内会が、生活道路の除排雪に使用する小型除雪機・融雪機を購入する場合に、対象費用の一部を補助します。

- 対象
 - ◎私道の除雪
 - ◎除雪車が寄せていった雪の後処理
 - ◎町内会館等への通路や駐車場等の除雪
- 補助率等
 - ◎対象費用の2分の1
 - ※限度額30万円
- 留意事項等
 - ◎申し込みが多く、予算内を超える場合は、次年度以降になることがあります。
 - ◎年度ごとに事前の申請が必要になります。

問い合わせ先： 会津若松除雪対策協力会事務局
道路課 維持グループ（電話 39-1267）



2.7 側溝の蓋上げ機の貸出

各地区清掃事業の際の側溝清掃などで側溝の蓋上げが必要な場合に、蓋上げ機を貸し出します。

○蓋上げ機について

◎重いコンクリート蓋等を両側より挟み、人力で持ち上げる道具です。

○留意事項等

◎貸出は受付順としていますが、数に限りがあるため、混雑している場合は、貸出ができないことがあります。

◎蓋上げ機は、二人以上で使用することとなります。使用方法等については、貸し出し時に説明します。

◎蓋上げ機の使用が困難な側溝蓋等の開閉については、道路課までご相談ください。

問い合わせ先： 道路課 維持グループ（電話 39-1267）

2.8 福島県河川道路美化作業傷害保険・賠償責任保険制度

河川・道路において、県の認定を受けた愛護団体の方々が、側溝清掃、草刈り、ごみ拾い等の美化ボランティア作業中に、万が一ケガ等を負った場合や誤って第三者に対して損害を与えた場合の保険制度です。

○対象団体

◎県の認定を受けた愛護団体（各町内会は、認定済みです。）

○保険料

◎県が負担します。

○保険適用期間

◎年間を通じた河川・道路の美化作業に適用となります。

○保険金額

【傷害保険】

◎通院… 1日1,000円（事故日から180日以内の通院で通院日数90日を限度）

◎入院… 1日1,500円（事故日から180日以内の入院）

◎死亡… 100万円（事故日から180日以内の死亡）

◎後遺障害… 4～100万円（事故日から180日以内の後遺障害で程度に応じて）

【賠償責任保険】

◎対人賠償 1名につき 50万円 免責なし

◎対人賠償 1事故につき 100万円 免責なし

◎対物賠償 1事故につき 50万円 免責なし

○留意事項等

◎保険の適用には一定の要件があり、また、申請には市の事故証明（賠償責任保険については警察の事故証明書）等が必要となりますので、詳しくは道路課までご相談ください。

問い合わせ先： 道路課 総務グループ（電話 39-1267）

2 9 生活道路整備事業

生活道路の整備（舗装、舗装に伴う側溝布設等）に対して、整備費を助成します。

※生活道路…道路法の適用以外の道路で一般通行の用に供されている私道

○助成金額

◎生活道路の整備工事に要する費用の2分の1

○留意事項等

◎補助の対象となる生活道路は、沿道の隣接戸数等、対象要件が定められているため、詳細は道路課に相談が必要です。

◎生活道路補助を受ける前年度（予算作成時期）に相談を受け、予算を確保してから、当該年度に申請し補助を受けることになります。

問い合わせ先： 道路課 維持グループ （電話 39-1267）

3 0 市道の補修・改修のための資材の支給

市道の補修に必要な資材を支給し、地元から労力の提供を得て、市道の維持管理を市民協働で行います。

○原材料支給内容

◎市道の補修…碎石、山砂

◎市道の改修…側溝、側溝蓋、生コンクリート等

○留意事項等

◎予算に限りがあることから、新規に資材の支給を希望する場合には、前年度から道路課に相談が必要です。

◎側溝等の資材は緊急度により優先順位があります。

問い合わせ先： 道路課 維持グループ （電話 39-1267）

3 1 農道や農業用排水路の維持・補修のための資材の支給

地区で実施する農道や農業用排水路の維持・補修作業に必要な資材を支給し、維持管理を支援します。

○原材料支給内容

◎農道や農業用排水路の維持・補修材

（碎石、生コンクリート、コンクリート製品等）

○留意事項等

◎予算に限りがあることから、来年度の資材支給を希望される地区は、9月下旬頃までに農林課へ要望書を提出してください。

◎資材支給の要望が多数ある場合には、支給数量を調整します。

問い合わせ先： 農林課 農村整備グループ （電話 39-1254）

3 2 公園等緑化愛護会助成

町内会等の地域住民により、市が所管する公園・緑地の緑化・美化に寄与する活動を実施した場合に助成します。

- 対象団体
 - ◎町内会、公園等周辺の老人クラブ、子ども会等の地域住民をもって構成され、公園等緑化愛護会として結成の届を提出した団体
- スケジュール
 - ◎次年度の活動届出、花苗希望・管理用具調べ…1月中旬
 - ◎公園等緑化愛護会活動…おおよそ4月下旬から11月上旬
 - ◎年間活動実績報告…11月上旬
- 助成内容
 - ◎報償費
 - 均等割額…10,000円
 - 面積割額…花壇面積20円/m²・草刈面積10円/m²
 - ◎公園等管理資材支給
 - 花苗、肥料、草刈がま等
- 留意事項等
 - ◎緑化愛護会が行う活動は、主に下記のとおりです。
 - ①ゴミ拾い、落ち葉はき等
 - ②花壇管理（花植え、散水等）
 - ③草刈、芝刈等（年3回程度以上）
 - ④敷地内設備の巡視及び市への通報
 - ◎必要に応じ、花の育て方などをお教えします。

このような活動を通じて、地域の連帯感やコミュニティ意識の拡大を図り、人々の協力し合う心豊かな地域社会の形成に寄与しようとするものです。
みなさんも、公園等緑化愛護会の活動に参加してみませんか。

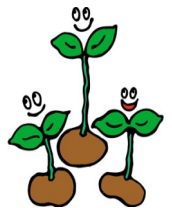


問い合わせ先： まちづくり整備課 公園緑地グループ（電話 39-1275）

3 3 国土緑化会津若松市推進委員会 公共施設等緑化推進事業

公共施設、自然緑地、公園等を緑化する団体等に緑化苗木等を無償で配布します。

- 条件
 - ◎団体等が自主的に管理できる場所への植栽であること。
- スケジュール
 - ◎募集期間は4月上旬、配布日は4月末を予定。なお、詳細については、市政だより4月号に掲載します。
- 事業内容
 - ◎配布花苗等一覧表の中から、団体等の希望する花苗等を配布します。
※花苗等…花苗、苗木を10品目ほど事務局が選定
- 留意事項等
 - ◎募集期間中に申請書を事務局へご提出いただきます。
 - ◎植栽後に報告書を事務局へご提出いただきます。
 - ◎無償配布となりますが、申し込みが多数の場合は、配布数量を調整させていただきます場合があります。



問い合わせ先： 国土緑化会津若松市推進委員会事務局
農林課 森林林業グループ（電話 39-1254）

34 木材チップターの貸出

里山や農地周辺の見通しを改善する場合や地区内の公園等の枝木を伐採した場合に、その枝木等（直径12cmまでの枝木や直径10cmまでの竹）をチップ化する木材チップター（粉碎機）を貸し出します。

- 対象団体
 - ◎町内会や農事組合などの団体やグループ
- 貸出期間
 - ◎最大一週間ですが、粉碎量に応じて相談可能です。
- 申込方法
 - ◎事前に使用希望日を農林課へ連絡し仮予約をした上で、利用申請書をご提出ください。
- 貸出物
 - ◎木材チップター
 - ◎アルミ製橋板（運搬用）
 - ◎ロープ（転倒防止用）
 - ◎フレコンバック
 - ◎フレコンバックスタンド
 - ◎チップターのカバーシート
- 留意事項等
 - ◎利用者にご準備いただく物
 - ①木材チップター用の燃料（無鉛ガソリン）
 - ②運搬用の車（軽トラックなどの荷台のある車）
 - ※木材チップターは、燃料を満タンの状態で貸し出しますので、返却の際に満タンにしてください。
 - ※木材チップターの運搬は、各自で行っていただきます。
 - ※利用方法は、貸し出しの際にご説明しますので、2名以上でお越しください。

問い合わせ先： 農林課 森林林業グループ（電話 39-1254）

木材チップターで野生鳥獣が侵入しにくい里山をつくりませんか？

●チップターの効果は？

- ◎農地や集落に隣接する藪や小径木、竹などを伐採して里山の見通しを改善し、人と野生鳥獣との棲み分けを図り、鳥獣による農作物被害を防ぎます。

●木質チップは何に使えるの？

- ◎農・林道等の不整地補修・緩衝材や、農地周辺に5cm以上敷くと防草効果が得られます。
- ◎農地などに設置した電気柵の電線に沿って木質チップを敷くと、防草用マルチング材として雑草の生育が抑えられ、電線沿いの定期的な下刈り作業が軽減します。



35 アメリカシロヒトリ防除対策

町内会等がアメリカシロヒトリの防除活動をする際に、高枝切りハサミを貸し出します。また、町内会等がアメシロの防除作業を業者に委託した際の費用に対して補助金を交付します。

〈ハサミの貸し出し〉

- ◎対象者…町内会、個人
- ◎貸出期間…5月11日から9月30日
- ◎貸出場所…農政課（本庁舎5階）、北会津支所、河東支所



〈アメリカシロヒトリ防除対策事業補助金〉

○補助要件

- ◎町内会または農事組合がアメシロの防除作業を業者に委託した際の費用に対して補助金を交付します。
- ※業者以外の個人・団体への委託や、アメシロが発生していない樹木への散布は、補助対象外です。
- ※これまで実施していた防除機械の無償貸し出しは終了します。

○補助金額

- ◎防除業者の作業料金の3分の2以内の額（上限：1回あたり3万円）
- ◎1団体につき、年度内2回まで（1化期、2化期）
- ※予算が上限に達したら終了。

問い合わせ先： 農政課 農業企画グループ（電話39-1253）

36 放射線測定器の貸出

住民が自ら放射線量を測れるよう、希望する町内会に空間線量を測定する放射線測定器を貸し出します。

○留意事項等

- ◎事前に電話で予約の上、環境共生課にお越しください。
- ※測定器の受け取りには、区長又は役員の方がお越しください。貸出簿に署名をしていただきます。

◎測定器は、国から貸与されているものです。破損・紛失等をした場合は、町内会の責任で現物弁済していただくことになります。

※個人の方でも短期間であれば放射線測定器を貸し出しますので、その際は環境共生課へお問い合わせください。

問い合わせ先： 環境共生課 環境グループ（電話23-4700）

37 会津若松市地域公共交通会議 地域公共交通利用促進活動助成金

路線バス等の利用促進に取り組む町内会などの地域団体に、助成金を交付します。

○対象事業

◎路線バス等の利用促進を呼び掛けるチラシの作成・配布、直接・間接的に利用促進につながるイベントの実施など

○助成金額

◎10万円を限度に対象経費の全額

○対象経費

◎利用促進活動を行うための必要な経費のうち、広報費、イベント経費など



○助成実績（令和7年度）

◎金川町・田園町

住民コミュニティバス「さわやか号」の利用促進を図るための、乗車体験会の実施に係る運賃や利用者プレゼント企画等の実施に係る費用を助成

◎湊地区

地域内交通「みなとバス」の利用促進を図るための、乗車体験会の実施に係る運賃や利用促進のためのスタンプカード等の作成に係る費用を助成

◎北会津地区

北会津地域内交通「北会津ふれあい号」の利用促進を図るための、乗車体験会の実施に係る運賃や啓発物品の作成に係る費用を助成

◎河東地区

河東地域内交通「みなづる号」の利用促進を図るための、乗車体験会の実施に係る運賃や啓発物品の作成に係る費用を助成

◎大戸地区

会津鉄道の利用促進を図るための、イベント実施に係る運賃等を助成

○留意事項等

◎国、都道府県、市町村又は民間を含めた各種助成財団等の補助金、助成金等の交付を受けている事業は対象事業となりません。

◎入場料、広告料、協賛金その他これに類する収入がある場合は、その金額を助成対象経費から差し引きます。

◎団体の運営に係る経費、食事代、利用促進に資するものではない景品代等は、対象経費とはなりません。

◎予算には限りがあります。

★利用者の増加を図ることができれば、公共交通の維持や市の財政的な負担の軽減につながります。自分の地域を走る公共交通が今後も運行できるよう、皆さんで取り組んでみませんか。

問い合わせ先： 会津若松市地域公共交通会議事務局
企画調整課 公共交通グループ（電話 39-1209）

38 会津若松市社会福祉協議会 ふれあい・いきいきサロン活動助成金

概ね町内会単位において、年齢、障がい等にかかわらず、地域住民が気兼ねなく、気軽に集える身近な場所で、仲間づくりや生きがいづくり、健康保持等を行う団体に対し助成金を交付し活動を支援します。

- 活動助成金（7,500円～22,500円）
 - ◎開催回数が最低5回以上から助成対象となります。
 - ◎開催回数5回で7,500円、6回を越えた回数に1,500円を乗じた金額を加算（22,500円上限）
- 留意事項等
 - ◎社会福祉協議会への登録が必要になります。
 - ◎この助成金は、特定の趣味、サークル活動、クラブ活動は対象外です。
 - ◎新設サロン会団体の活動助成金交付申請については9月までとなります。
- その他
 - ◎レクリエーション道具の貸出、職員・ボランティアの派遣、運営の相談にも応じます。
 - ◎レクリエーション等の職員派遣は登録団体、未登録団体問わず2回までとなります。

問い合わせ先： 会津若松市社会福祉協議会
地域福祉課 地域福祉係（電話 28-4030）

39 会津若松市社会福祉協議会^{けんこう} 「今から始める」みんなの健幸教室

町内会やサロン、老人クラブの皆さんへ、健康寿命をのばすためのお話や運動の出張サービスを行います。

- 講座の内容
頭と体を使った簡単な運動やレクリエーションを行います。
- 留意事項等
 - ◎開催日と時間…基本的に平日の午前10時から午後4時まで。1回の時間は60分以内です。（土・日・月曜日をご希望の場合は、お問い合わせください。）
 - ◎会場…運動ができる会場をご準備ください。（畳、フローリングどちらでも可）
 - ◎講師料…無料です。
 - ◎利用回数…年2回までとなります。
 - ◎利用方法…希望の日時を決めて、まずはお問い合わせください。
※活動日が他団体と重複した場合は、日程を調整する場合があります。

問い合わせ先： 会津若松市社会福祉協議会
地域福祉課 地域福祉係（電話 28-4030）

40 介護予防講座

市内に在住する概ね65歳以上の方で構成された団体やグループを対象に、講師を派遣し介護予防についての講話や実技を行います。

○講座の主な内容

●からだところろについての講座 ●歯や口の健康についての講座 ●栄養や食事についての講座 ●体操や運動、レクリエーションなどについての講座

○講師職種

◎看護師、健康運動指導士やレクリエーションコーディネーター、栄養士、歯科衛生士、体育トレーナー、理学療法士等

○留意事項等

- ◎開催日と開催時間…平日の午前9時から午後8時まで。1回の講座時間は1時間位です。
- ◎場所や会場…場所は会津若松市内に限ります。会場は申込者の皆さんが準備してください。
- ◎講師料…無料ですが、講座に必要な材料などを事前に用意していただく場合があります。
- ◎講座当日の運営…当日の会場準備や司会等は、申込者の皆さんで行ってください。
- ◎利用方法…講座を希望する団体は、実施を希望する日の30日前までに、高齢福祉課にお申し込みください。
- ◎その他…利用回数は1団体につき1年間4回までです。申し込み順となりますが、予算の都合上対応できない場合もあります。

問い合わせ先： 高齢福祉課 地域支援グループ （電話 39-1290）

4 1 地域リハビリテーション活動支援事業

地域サロンや老人クラブ等、地域で自主的に活動している団体又は新たに活動をはじめようとしている団体に対し、リハビリテーション専門職が、定期的に関与することで、継続して介護予防活動（いきいき百歳体操）に取り組み、高齢者の身体状況の悪化を予防し、活動的で、生きがいのある日常生活を送ることができるよう支援します。

○取組内容

DVDを見ながら実施でき、無理なく効果的に体力・筋力向上を図ることができ介護予防活動「いきいき百歳体操」を3か月以上継続して、週1回実施できる団体に対し、リハビリテーション専門職を3回派遣、体操で使用するおもりを3か月間貸出、いきいき百歳体操のDVD提供などの支援を行います。

体操の実施指導をはじめ、体力測定や個別相談、また団体運営方法についての指導などリハビリテーション専門職ならではの支援を受けることができます。

○留意事項等

◎開催日と開催時間…平日の午前9時から午後5時まで。1回の支援時間はおおよそ2時間以内です。

◎場所や会場…場所は会津若松市内に限ります。会場、DVDプレーヤー、テレビ、椅子を準備してください。

◎講師料…無料です。

◎講座当日の運営…当日の会場準備や司会等は、申込者の皆さんで行ってください。

◎利用方法…講座を希望する団体は、実施を希望する日の30日前までに、高齢福祉課にお申し込みください。

◎その他…申し込み順となりますが、予算の都合上対応できない場合もあります。

問い合わせ先： 高齢福祉課 地域支援グループ（電話 39-1290）



いきいき百歳体操をご存知ですか？



いきいき百歳体操とは、日常生活でよく使う腕や足などの大きな筋肉を鍛える高齢者向けの介護予防体操です。高知市が介護予防事業として考案したもので、その効果が話題を呼び、全国各地に広がりを見せています。

この体操は手首や足首に重りをつけて椅子に腰かけた状態でゆっくりと行う筋力運動の体操です。体操自体は約40分程度で激しい動きはなく、ゆっくりと腕や足の曲げ伸ばしをしたり、立ち上がったたりする簡単にできます。また、筋力だけでなく柔軟性、バランス機能の向上も見込まれ、転倒予防に非常に高い効果が期待できます。

さらに、この体操は、地域住民同士による交流促進にも一役買っています。定期的に外出する機会を設けることにより閉じこもりを防ぎ、仲間づくりや地域づくりにも役立ちます。身体機能の向上と住民同士の交流により、心身共に健康になることができます。

4 2 人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業（健やか コミュニティモデル地区育成事業）

コミュニティが主体となって行う活力があると共に健やかな地域社会づくりの推進を目的とした、他のコミュニティ活動のモデルとなる事業に対して補助金を交付します。

○事業期間等

- ◎翌年度に実施する事業が応募の対象となります。
- ◎実施期間は、4月1日から翌年3月31日の1年間です。

○交付条件

- ◎コミュニティが主体となって行う事業が対象です。
- ◎市が主体となって行う事業に、単に住民が参加するものは、対象外です。
- ◎高齢社会対策大綱の実現に資するために行う事業が対象です。

○交付率

- ◎対象事業経費の100%以内とし、1千円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額とします。

○補助金の額

- ◎1事業当たり300万円以内

○対象経費に関する注意事項

- ◎謝金…講師等への謝金は1人1日当たり5万円を上限とし、総額は交付金の額の50%以内とします。
- ◎委託費…交付金の額の50%以内とし、委託業務契約を締結し、契約書を保管することとします。
- ◎備品費…原則対象外ですが、リース等の方法で対応できない場合に限り、交付金の額の30%以内などの条件付きで対象となります。
- ◎雑費…飲食代は対象外となります。

○留意事項等

- ◎申請に当たっては、実施する事業の詳しい内容、これまでの活動内容、コミュニティが主体であることが分かる構成員名簿等を作成する必要があります。
- ◎公益財団法人地域社会振興財団の事業を活用するもので、財団が採択した事業が補助の対象となります。
- ◎財団への申請は市を通じて行い、補助金も市を通じて交付されます。
- ◎財団へ申請できる件数に限りがあるため、調整の結果、申請に至らない場合があります。
- ◎国や地方公共団体の補助を受けている事業は対象外となります。

問い合わせ先： 高齢福祉課 地域支援グループ（電話 39-1290）

4 2 町内会連絡網のデジタル化支援講座

「あいべあ」を利用して、連絡網を作成していませんか？「あいべあ」は町内会や団体での連絡網や情報共有手段として活用することが出来ます。市では、公共連絡網「あいべあ」の活用を目指す町内会などの団体を対象とした「出張スマートフォン教室」を開催します。市から委託を受けた業者が皆様の地域にお伺いし、使い方などをご案内します。

◎対象となる団体：市内の町内会、子ども会などの団体

◎お申込みにおける注意事項

<応募に関する要件>

- ・受講者が10名以上集まること
 - ・2回の教室開催が可能であること
 - ・今後、団体の連絡網として「あいべあ」を活用する予定であること（または既に利用していること）
- ※複数の町内会などによる合同開催でのお申し込みも可能です。

◎講座内容

スマートフォンの基本的な操作方法やインターネットの活用方法、「あいべあ」の設定や使い方について学びます。スマートフォンをお持ちでない方は、教室内に限り貸出。

◎実施期間・回数・募集枠

期間：令和8年6月～令和9年2月（予定）※期間内に1団体当たり2回の開催を予定
時間・定員：1回あたり2時間、定員15名
募集枠：4団体

◎会場…市内の地区公民館や町内会館など、申請される団体にて会場の確保をお願いいたします。

◎講師料…無料です。（スマートフォン等の端末は参加者準備。また、通信料等も参加者負担）

◎講座当日の運営…当日の会場準備は申込者の皆さんで行ってください。

◎お申込み方法

申込開始：令和8年5月7日から ※実施団体が決定次第、募集を締め切ります。

申込方法：下記専用フォーム（QRコード）よりお申込みください。



◎その他

- ・市で申請を受け付けし、実施が確定した団体には、運営を委託している業者より日程等の調整のご連絡をいたします。
- ・今後、市が実施する「あいべあ」などに関する調査へのご協力をお願いする場合があります。
- ・募集枠を超える応募があった場合には、今後の活用意向などを踏まえ、事務局にて選定させていただきます。（選定理由等については説明いたしませんのでご了承ください）



問い合わせ先： 情報戦略課 スマートシティ推進グループ （電話 23-4186）

4 4 生涯学習出前講座

生涯学習出前講座では、皆さんが開催する学習会などに市の職員が出向いて、市政や各種制度について講義や説明を行います。

(講座の内容は、45ページのとおりです。)

実施は無料ですので、ぜひお気軽にご利用ください。

○対象

◎市内に在住・通勤・通学する人で構成するおおむね10人以上の団体。
小・中学生や高校生が対象の講座もあります。

○とき

◎年末年始（12月29日～1月3日）以外の日の午前9時から午後8時までとします。

○会場

◎申込者が確保してください。
※会場は市内限定とします。

○注意点

◎開催日は希望に沿えない場合もあります。
◎政治・宗教・営利目的での開催、個別相談などは対象外です。
◎当日の会場準備や進行などは主催者が実施してください。

○申し込み方法

◎會津稽古堂や各公民館にある申込書に記入し、直接持参するか、郵送又はFAX（22-4702）にて會津稽古堂にお申し込みください。
※市のホームページからも申し込みが可能です。

○申し込み期限

◎45ページの講座（☆、★の付いている講座以外）…開催希望日の14日前まで
◎☆の付いている講座…開催希望日の60日前まで
◎★の付いている講座…開催希望日の30日前まで
※開催日時は、第2希望まで記入してください。

問い合わせ：會津稽古堂（電話 22-4700）

学習活動に講師や指導者を派遣します！

◆生涯学習指導者を紹介します◆

・芸術や文化、スポーツなどさまざまな分野の活動を指導する生涯学習指導者を紹介します。（指導者の一覧は、會津稽古堂や各公民館、市のホームページで確認することができます。）

◆地域教育コーディネーターを派遣します◆

・市民主体の学習活動を対象に、コーディネーターを派遣します。
・2名のコーディネーターが、生涯学習の楽しさを伝えたり、学習活動のサポートをいたします。

.....
費用…無料（生涯学習指導者は初回のみ指導料が無料。指導者によっては、交通費や材料費が発生する場合あり）

申し込み方法…會津稽古堂や各公民館にある申込書に記入し、會津稽古堂に直接持参するか、郵送又はFAX（22-4702）にてお申し込みください。（市のホームページからも申し込みが可能です。）

問い合わせ…會津稽古堂（電話 22-4700）

令和8年度 生涯学習出前講座一覧表

講座名 (◆は新規講座 ☆の講座は60日前まで ★は30日前まで申込)

生涯学習	<ul style="list-style-type: none"> ●「公民館」って何をするとところ？●公民館たんけんたい☆ビブリオバトル出前講座●身近なテーマから男女共同参画を考えよう～自分らしく輝ける社会へ～●ユニバーサルデザインって何だろう？
歴史と文化	☆会津の歴史★発掘調査された会津の歴史★文化財から見た歴史
子育て・教育	<ul style="list-style-type: none"> ●子育てで応援します～保育所と子育て支援～●乳幼児期の子育て●親子で遊ぼう●障がい児の福祉とサービス●あいづっこ宣言●いじめの防止●子どもの教育相談●知っていますか？ 就学の流れ◆学校給食について知ろう（主に栄養・衛生管理について）
スポーツ	☆ニュースポーツをしてみませんか？
環境	<ul style="list-style-type: none"> ●地球温暖化と環境にやさしい暮らし◆ゼロカーボンシティ会津若松を目指そう◆熱中症の予防と対策●川の探検隊●猪苗代湖の水環境講座◆ラムサール条約登録湿地になった猪苗代湖をもっと知ろう●会津若松市の身近な生き物●次世代自動車について学ぼう●会津若松市における放射線の現状●ごみ減量とりサイクル◆生ごみが消える！魔法のごみ箱「キエーロ」の使い方を学ぼう◆家庭ごみ処理有料化について学べる講座●森林（もり）の大切さ●環境を守る下水道●ゲンジボタル
暮らしと安全	<ul style="list-style-type: none"> ●市税の課税について●市税の納付について●バスに乗って出かけよう！お出かけマイバス時刻表作成◆スマートフォンを活用したMyRide どこでもバスの乗り方講座●市コミュニケーションサービス「あいべあ」で連絡網を作ってみよう●交通安全教室◆みんなで学ぶ防災講座●空き家について☆消費者講座☆小学生も消費者！できることからはじめよう☆中高生のための消費者講座●市民憲章をもとに快い生活を◆エンカル消費●「治水」について考えよう●木造住宅の耐震化について●わたしたちの水道●水道水ができるまで◆鳥獣被害対策について
健康と福祉	<ul style="list-style-type: none"> ●民生委員・児童委員・主任児童委員の活動●支えあう地域づくりのために～生活困窮者自立支援制度～●ボランティア活動の推進●誰もが安心して暮らせる地域づくりに向けて（地域福祉の推進）●誰ひとり取り残さない社会に向けて「再犯防止への取組」◆孤立死の防止に向けて●障がい者の福祉とサービス●共生社会を目指して～障がいのある人もない人もお互いに尊重し合い、共に生きることが出来るまちを目指して～●手話出前講座●介護保険制度●つながりづくりポイント事業●国民健康保険●国民年金制度●後期高齢者医療制度●食育講座
情報メディア	●広報紙の作り方●オープンデータに触れてみよう●市役所で利用している無償オフィスソフトを使ってみよう！
産 業	<ul style="list-style-type: none"> ●魅力ある観光地づくり●ロケ地でまちおこし！フィルムコミッションの取組●中心市街地の活性化（このまちが“好きな場所”になるために）●公設市場の役割◆有機農業（オーガニック）について
まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ●路線バスについて●地方鉄道について●住民主体の地域づくりの取組について●景観形成への取り組み①景観からのまちづくり●景観形成への取り組み②会津若松市の景観資源めぐり●都市計画ってなあに？ 都市計画によるまちづくり●歴史的風致維持向上計画とは①歴史まちづくりの取組●歴史的風致維持向上計画とは②歴史まちづくりの取組●会津若松市のまちづくり
市 政	<ul style="list-style-type: none"> ●次世代へ引き継ぐ公共施設～私たちの暮らしと公共施設～●「スマートシティ会津若松」と 会津若松の未来について●市役所のオンライン手続きに触れてみよう！●移住定住推進の取組について●市の財政について●市の財政状況について●行財政改革の取組について●情報公開制度・個人情報保護制度の仕組み●行政手続制度・行政不服審査制度●姉妹都市・親善交流都市について●市役所職員のお仕事紹介●議会のしくみ●議会改革●選挙のはなし●選挙を身近に体験してみよう～模擬選挙～

講座の詳細は、會津稽古堂や各公民館にある出前講座の冊子や市のホームページをご覧ください。

4 5 地域運営組織の設立・運営への支援

地域の未来をつくる新しいしくみ ～地域運営組織ってなに？

○「地域運営組織」とは？ ～地域の「困った」を「良かった」に変える仕組み～

地域運営組織とは、町内会を含む地域の各種団体や個人が連携し、地域の課題解決や将来のまちづくりに取り組むための仕組みです。おおむね小学校区又は各地区区長会（中学校区）単位を主な活動区域とし、子育て支援、高齢者見守り、空き家対策、防災活動など、地域が直面するさまざまな課題に、住民主体で取り組むことができます。

○なぜ今、地域運営組織が必要なの？

- ◎少子高齢化・人口減少により、地域の担い手が減少しています
- ◎従来の町内会単独では対応が難しい課題が増えています
- ◎複数の団体や個人が連携することで、活動の幅や効果が広がります
- ➡地域の“困った”を解決するための、新しい協力体制です。

○市内ですでに取り組んでいる地区はあるの？

以下の7地区で取組が進められています。

- ◎北会津地区（H25.7月～）、◎河東地区（H27.3月～）、◎湊地区（H27.3月～）、◎北（永和・町北）地区（R1.7月～）、◎大戸地区（R2.6～）、◎一箕地区（R6.5月～）、◎行仁地区（R6.6月～）

○支援内容について

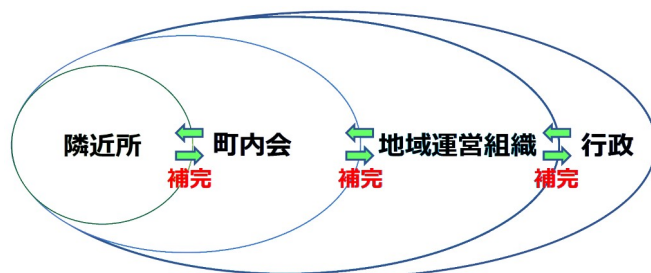
区長さんや地域の皆さんが安心して取り組めるよう、市民協働課では以下の支援を行っています。

- ◎立ち上げに向けた相談・説明会の開催
例：他地域の事例紹介、必要な手順の説明
- ◎地域への合意形成のサポート
例：アンケート作成支援、ワークショップ開催支援
- ◎運営体制づくりの支援
例：規約作成、役員選出、会計・予算の考え方
- ◎補助金（地域づくりビジョン推進事業補助金等）の案内・申請サポート
例：地域づくりビジョン策定事業：20万円／年、地域づくりビジョン対象事業：100万円／年
- ◎設立後の伴走支援
例：運営上の困りごと相談、他団体との情報交換の場づくり
- ◎人的支援
例：地域おこし協力隊、集落支援員の配置

○よくある質問

Q1. 地域運営組織って町内会がなくなること？

➡ いいえ。町内会（小さな単位）の機能はそのまま活かしつつ、地域運営組織（大きな単位）がそれぞれ役割分担をしながら連携・協働し、「補完」する仕組みです。



図：人口減少時代の地域づくりの基本的考え方

Q2. 難しそうだけど、どこから始めればいい？

➡ 地域運営組織の設立・運営にご興味をお持ちいただけましたら、どうぞお気軽に当課までご連絡ください。地域の方々の「地域を良くしたい」という想いを、私たちがサポートさせていただきます。

問い合わせ先： 市民協働課 地域自治グループ （電話 39-1221）

4 6 会津若松市社会福祉協議会 未来きぼう応援金

ひとり親世帯を対象に、高校等進学のための経費（制服代等）を応援します。

- ご利用いただける世帯（高等学校等に進学を希望し、次のすべてに該当する方）
 - ◎会津若松市民
 - ◎ひとり親世帯
 - ◎世帯収入が規定の基準を満たしている世帯 など
- 応援金額
 - ◎一人 5万円
- 申込受付期間
 - ◎毎年11月から3月まで

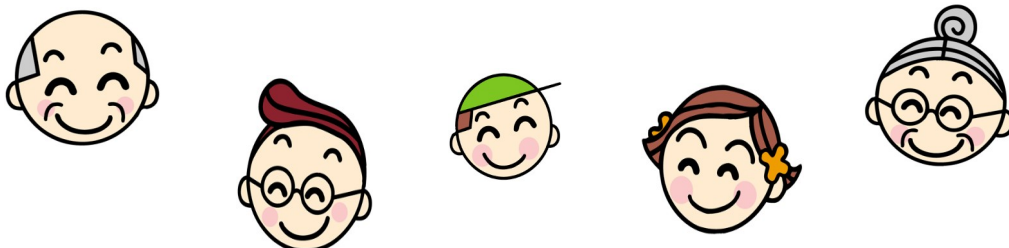
問い合わせ先： 会津若松市社会福祉協議会
地域福祉課 生活支援係（電話 28-4030）

4 7 町内会加入促進・活動促進への支援

町内会加入促進及び活動促進への支援の一環として、市と市区長会との合同で「町内会加入促進・活動促進Q&A集」及び「町内会加入促進チラシ」を作成しましたのでご活用ください。（47ページ～51ページ）

- 留意事項等
 - ◎印刷した「町内会加入促進・活動促進Q&A集」及び「町内会加入促進チラシ」が必要な場合は、必要枚数を事前にご連絡の上、市民協働課まで受け取りにおいでください。
 - ◎市区長会のホームページからも「町内会加入促進・活動促進Q&A集」及び「町内会加入促進チラシ」がダウンロードできます。
- ※会津若松市区長会ホームページアドレス
⇒ <https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2014072900050/>

問い合わせ先： 市民協働課 地域自治グループ（電話 39-1221）



町内会加入促進・活動促進 Q & A 集



Q 1 「町内会に入ると、どんな利点があるのですか？」 と地域住民から聞かれた場合、どのような説明をすればいいのでしょうか？

A 町内会に加入すると、活動を通して地域の人たちとの交流を深めることができ、ひとり暮らしの高齢者や子ども達に対する地域の見守りの目により事件や事故の未然防止につながります。

このことから、日頃から気軽に声をかけあえる環境は「地域力」を高め、災害の時ばかりでなく防犯や福祉など様々な分野で効果を発揮するといえます。

「私はサービスを受取る人」「町内会・役員はサービスを提供する人」ではなく、町内会に加入することにより一人ひとりが地域で助け合ったり協力関係を築くことも大切です。

また、町内会ではごみステーションの維持管理や環境美化なども行っているので、身近な部分でも恩恵を受けています。

Q 2 町内会の加入者を増やしたいのですが、どんな呼びかけ方が効果的でしょうか？

A 近年、価値観の多様化や生活スタイルの変化により、町内会活動に関心のない人が増えていることで町内会未加入者も少しずつ増えています。積極的な加入呼びかけをしている町内会もあるものの、その必要性を十分に理解していただかず加入に結びつかないことなどもあるようです。

そこで、加入呼びかけの手順を②ページに掲載しましたのでお役立てください。

作成：会津若松市・会津若松市区長会（市役所市民協働課地域自治グループ 電話 0242-39-1221）

町内会加入促進・活動促進Q & A集

町内会加入呼びかけの手順

◇訪問前には・・・

①町内会未加入世帯の把握・調査

住宅地図などを参考に未加入世帯を確認

⇒アパート等の場合は、所有者や管理人の協力を得ましょう。

②町内会の役割の再確認

・加入促進の必要性など、役員の共通認識を確認しましょう。

・町内会運営に関する質問に答えられるようにしましょう。

⇒参考：③ページ参照

③訪問時の携行品を準備

・加入チラシ、加入申込書、総会資料（会則・事業計画書等）、活動内容
が分かるものやイベント案内などを必要に応じて準備しましょう。

⇒総会資料は難しいという印象があるので、分かり易い説明が大切です。

◇訪問時には・・・

【訪問人数】 2人程度

【訪問時期】 転入者 ⇒ 居住開始後、できるだけ間をおかずに訪問
既居住者 ⇒ イベント等の開催に合わせて訪問

【時間帯】 相手の対応可能な時間帯を選び、夜間は避けるとよいでしょう。

【携行品】 上記③をご参照ください。

【訪問】 ○初回訪問時 簡単な説明を5分程度

○2回目訪問時 初回訪問時から1週間後が目安



町内会に加入いただくには
声掛けが第一歩。
ポイントは丁寧な対応です。

②

町内会加入促進・活動促進Q & A集

町内会加入呼びかけ時に想定されるQ & A

加入の呼びかけで訪問すると、相手方に様々な質問をされることがあります。
以下の、想定される質問と一般的な回答例を参考にしてください。

Q 町内会は、どのような活動を行っているのですか？



A 活動内容は町内会ごとの特色があります。次は一例です。

広報活動

回覧板などで、町内会や市からの各種生活情報を提供しています。

防犯・防災活動

防犯灯の設置や維持管理をはじめ、地域の防犯や防災に役立つ活動を行っています。

親睦・交流活動

レクリエーションなどの行事を実施し、住民相互のふれあいや世代間交流を図っています。

環境美化活動

清掃活動てきや花壇整備、ごみステーションの維持管理などを行っています。

そのほか

伝統文化・行事の継承活動、地域における問題などに関する要望書の提出、福祉活動への取組などもあります。

Q 町内会に加入すると、会費はいくらかかりますか？ また、その用途は？

A 町内会費は、月〇〇〇円です。

その用途は、毎年、総会で事業の承認を得たうえで〇〇〇(地域のお祭りや防災・清掃活動など)の費用として支出しています。

Q 町内会は、強制的加入なのですか？

A 加入は強制ではありません。しかし、同じ地域での助け合いは大切です。

※ 参考:加入の利点については、①ページをご参照ください。

Q 町内会は市役所の関係団体ですか？

A 市の事業に協力することもあります。地域で自主的に運営する任意の団体です。

町内会加入促進・活動促進Q & A集

Q3 町内会会費の支払いが滞っている人がいます。納めていただくにはどうすればいいのでしょうか？

A 対策には集金者だけでなく役員全体での対応が大切ですが、まずは支払いが滞っている理由を明らかにしましょう。

理由として考えられるのは・・・

- ①家を留守にすることが多く、会費を支払う機会を逸している。
- ②活動内容に賛同できないので、支払いたくない。
- ③会費を支払うのは経済的に難しい。

⇒理由が①であれば、集金を一括払いにする、町内会口座へ振り込んでいただくなどが考えられます。

⇒理由が②であれば、何に納得できないのか詳しく聞いてみましょう。言い分がもっともなら活動を見直すきっかけになるかもしれません。また、活動内容を説明するときは事業計画や決算報告書などを用意するとよいでしょう。

⇒理由が③であれば、基準を設けて会費を減免するなどの対策が必要なこともあります。

Q4 町内会役員のなり手がなく困っています。良い方策は？

A なぜ、役員になるのが嫌なのか、その理由の確認も大切です。一般的に「役員になると役割が増えて大変だ」という思いがあるからではないでしょうか。

あなたの町内会では、役割のほとんどを役員だけで担っていませんか？

また、役員がそれぞれ行う仕事がマニュアル化されていますか？

少数の役員だけですべてをこなすのは大変です。できるだけ多くの方で担い、関わっていくことがポイントとなります。例えば「回覧担当を作って、市や関係機関からの送付物の受け取りと、回覧づくりの仕事を役割分担する。地域のお祭りの実行委員会を立上げ、会員のみなさんにも役割を分担する。」など、みんなで支える方策が鍵となります。



町内会に加入しましょう！

◆あなたのお住いは_____町内会です。

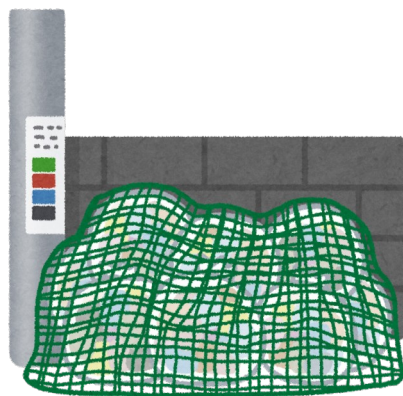
◆町内会への加入お申込み・お問い合わせは
_____までお願いします。

町内会とは…

お互いに支えあい、助けあえるご近所関係はとても大切です。
町内会は、安全で安心な住みよいまちづくりを目指し、地域の住民のみなさんが協力し合い、自主的に様々な活動を行っています。
ぜひ町内会に加入しましょう。

町内会の活動例

- ・ごみステーションの設置や維持管理
- ・川ざらいなどの清掃活動
- ・防犯灯設置など防犯・防災活動
- ・市政だよりや回覧板で、町内会や市の様々な情報をお知らせ
- ・お花見や芋煮会など会員のみなさんの親睦を深める交流事業



【作成】
会津若松市・会津若松市区長会
(事務局：市役所市民協働課 電話39-1221)

第5 市の施設等案内

1 各課の案内

※用件のある課などが不明の場合は、39-1111(代表)におかけください。
 ※公民館など、そのほかの電話番号は「施設一覧表(51・52頁)」をご覧ください。

部・課名		電話	主な業務	所在地		
企画政策部	企画調整課	企画政策グループ	39-1201	市の基本的施策の企画、総合計画進行管理	本庁舎	
		公共交通グループ	39-1209	総合交通対策		
		統計グループ	39-1215	統計調査		
	情報戦略課	スマートシティ推進グループ	23-4186	スマートシティの推進	本庁舎	
		庁内d x推進グループ	39-1214	庁内情報化の推進		
		シティプロモーション課	魅力創造グループ	39-1202		移住・定住促進、結婚支援、ふるさと納税
			広報グループ	39-1206		広報・広聴
秘書課	39-1205	市長・副市長の秘書				
北会津支所	まちづくり推進グループ	58-1801	地域づくり委員会、支所庁舎の管理	北会津支所		
	住民グループ	58-1806	戸籍・住民基本台帳、国民年金、国保、介護保険、福祉、市税などの収納・証明			
河東支所	まちづくり推進グループ	75-2113	地域づくり委員会、支所庁舎の管理	河東支所		
	住民グループ	75-2111	戸籍・住民基本台帳、国民年金、国保、介護保険、福祉、市税などの収納・証明			
財務部	財政課	39-1203	財政状況の作成、予算の編成・執行管理	本庁舎		
	税務課	39-1222	市税の賦課・減免、市税などに関する証明書の発行			
	納税課	納税推進グループ	39-1233		市税の納付方法の案内	
		徴収グループ	39-1226		市税の納付及び相談	
	公共施設管理課	総務グループ	23-7087		公共施設マネジメント	
施設グループ		23-4579	市有施設の建築工事等に関すること			
	設備グループ	23-4580	市有施設の設備工事等に関すること			
総務部	総務課	39-1211	情報公開、個人情報の保護、文書管理、庁舎管理	本庁舎		
	人事課	39-1213	職員の採用・研修・給与 福利厚生・組織管理			
	契約検査課	39-1212	工事・物品などの契約、工事検査・指導			
		39-1217				
市民部	危機管理課	39-1227	防災、消防団対応、交通安全対策、防犯	市民協働プラザ		
	市民協働課	39-1221	住民自治活動、消費生活相談、市民協働・男女共同参画の推薦、地域づくり支援、市民憲章			
	消費生活センター	39-1228	消費生活相談			
環境共生課	環境グループ	23-4700	環境保全、公害対策、ゼロカーボンシティ推進、市営墓地、納骨堂	追手町第二庁舎		
	ごみ減量推進グループ	27-3961	ごみ減量化・リサイクル推進、一般廃棄物の収集・運搬・処理、し尿くみ取り			
	市民課	39-1229	戸籍・住民基本台帳、印鑑登録	本庁舎		
健康福祉部	地域福祉課	39-1232	生活保護、民生委員、日本赤十字社	本庁舎		
	障がい者支援課	39-1241	障がい者福祉			
	高齢福祉課	39-1291	高齢者福祉、介護保険、高齢社会対策、介護予防			
	こども家庭課	39-1243	児童福祉、ひとり親家庭支援、障がい児福祉			
		女性福祉相談室・家庭児童相談室	32-4470			
	こども保育課	39-1239	子ども・子育て支援、保育所、こどもクラブ			
	国保年金課	39-1244	国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療			
	健康増進課	39-1245	母子保健、健康相談、母子・成人栄養相談、予防衛生、畜犬登録			
観光商工部	観光課	39-1251	観光振興、観光物産品の振興、観光施設の整備	本庁舎		
	商工課	39-1252	商工業の振興、中小企業の支援、中心市街地の活性化			
	企業立地課	39-1255	企業誘致、工業団地整備、立地企業支援			
農政部	農政課	39-1253	農業振興、農産物の消費拡大、市民農園	本庁舎		
	農林課	39-1254	林道・農道の維持管理、国土調査、有害鳥獣対策			
建設部	都市計画課			栄町第一庁舎		
	まちづくり整備課	39-1275	公園・緑地の維持管理、花と緑の推進、道路整備			
	開発管理課	39-1266	開発行為の指導、市道の認定、土地区画整理事業			
	道路課	39-1267	道路・河川の維持管理、除雪			
	建築住宅課	39-1268	市営住宅、建築指導、空き家対策			
会計課		39-1280	公金・物品の出納管理	本庁舎		
議会事務局		39-1323	本会議・委員会、議会広報誌の発行			

選挙管理委員会			39-1331	選挙事務	
監査事務局			75-2195	事務事業の執行に関する監査	河東支所
農業委員会事務局			39-1351	農地の権利移動・転用、農業者年金	本庁舎
教育委員会	教育総務課	総務グループ	39-1302	奨学資金、教育財産の管理	
		あいづっこ育成グループ	39-1304	青少年の健全育成	
	学校教育課		39-1303	児童・生徒の就学、市立学区の運営、学校保健	
		教育相談室	32-4441		
	学校施設給食課	学校施設グループ	23-7008	学校施設の維持・管理	
		学校給食グループ	23-9270	学校給食	
	文化スポーツ課	文化振興グループ	39-1305	文化振興、文化財の保護奨励	
		文化財グループ			
		スポーツ推進グループ	39-1306	各種市民スポーツ大会、市民スポーツ施設の管理	
	生涯学習総合センター		22-4700	生涯学習の推進、中央公民館、会津図書館	生涯学習総合センター (會津稻古堂)
上下水道局	総務課		22-6073	料金等の収納管理、契約、庁舎管理、広報	上下水道局庁舎
	経営企画課		23-7227	上下水道事業の企画、予算決算、会計事務	
	上水道施設課		22-6177	上水道施設の整備、維持管理	
	下水道施設課		23-9507	下水道施設の整備、維持管理	
	上下水道料金センター		22-6172	料金の徴収、使用開始・中止	
	会津若松アクアパートナー(株)		22-6171	上水道施設の運転管理、保守点検・修理	

2 施設一覧表

市役所 本庁舎	東栄町 3-46	39-1111
栄町第一庁舎	栄町 4-45	
追手町第二庁舎	追手町 2-41	
市民協働プラザ	栄町 5-17	
北会津支所	北会津町中荒井字諏訪前 11	58-2211
ピカリンホール		58-1801
河東支所	河東町郡山字休ミ石 14	75-2113
上下水道局庁舎	神指町大字黒川字石上 33-2	22-6073
生涯学習総合センター（會津稽古堂）	栄町 3-50	22-4700 22-4711
中央公民館神指分館	神指町大字高瀬字大道東 105	22-1782
北公民館	高野町大字上高野字村前 28	25-4044
北市民センター		22-1066
南公民館	門田町大字中野字大道西 13	27-4835
南市民センター		27-1780
大戸公民館	大戸町上三寄香塩 479	92-2373
大戸市民センター		92-2501
一箕公民館	北滝沢二丁目 5-6	25-0997
一箕市民センター		22-1788
東公民館	慶山一丁目 1-53	27-6381
東市民センター		27-2045
湊公民館	湊町大字共和字西田面 45	93-2461
湊市民センター		93-2111
北会津公民館	北会津町中荒井字宮西 1-1	58-3111
河東公民館	河東町郡山字中子山 32	75-2127
文化センター	城東町 14-52	26-6661
勤労青少年ホーム		26-6662
老人福祉センター		26-6666
會津風雅堂	城東町 12-1	27-0900
歴史資料センター（まなぺこ）	城東町 2-3	27-2705
鶴ヶ城体育館	城東町 14-51	27-0111
あいづ総合体育館	門田町大字御山字村上 164	28-4440
ふれあい体育館	一箕町大字八幡字八幡 2-1	37-0717
河東総合体育館	河東町浅山字石堀山 40-1	75-5111
コミュニティプール	河東町南高野字金剛田 1	75-5201

河東野球場	河東町東長原字東高野 86	75-5111
西七日町児童館	西七日町 2-33	22-3175
夜間急病センター	山鹿町 1-22	28-1199
保健センター	城前 2-8	28-1588
北会津保健センター 保養施設ふれあいの湯 北会津デイサービスセンター	北会津町下荒井字矢倉林 1	58-0031 58-0032 (デイサービスセンター直通)
河東保健センター	河東町郡山字中子山 44	75-3325
行仁コミュニティセンター	行仁町 5-32	93-5111
日新コミュニティセンター	日新町 8-28	26-2080
城北コミュニティセンター	石堂町 10-65	32-1321
城西コミュニティセンター	材木町一丁目 3-38	26-9936
松長コミュニティセンター	一箕町松長四丁目 9-108	32-0652
真宮コミュニティセンター	真宮新町南三丁目 33	58-3855
鶴城コミュニティセンター	城東町 1-47	29-8228
城南コミュニティセンター	東年貢一丁目 11-2	26-1050
謹教コミュニティセンター	山鹿町 1-22	36-5665
八田地区交流センター	河東町八田字八田野 539	75-2111 (河東支所)
天神ふれあいセンター	天神町 29-10	28-5200
ノーマライズ交流館パオパオ	一箕町大字鶴賀字下柳原 88-4	39-1241 (障がい者支援課)
総合福祉センター桜河苑 河東園芸ふれあいセンター	河東町郡山字中子山 22	75-4780
グループホームみなづる	河東町郡山字中子山 25-1	75-5501
会津町方伝承館	大町二丁目 8-8	22-8686
公設地方卸売市場	一箕町大字鶴賀字船ヶ森東 470	25-1171
基幹集落センター	湊町大字共和字西田面 50	93-2279
北会津農村環境改善センター	北会津町中荒井字宮西 16	39-1253 (農政課)
河東農村環境改善センター	河東町南高野字向原 19	75-3010
背灸山公園レストハウス	湊町大字赤井字彦左エ門甲 4607-1	28-0062
鶴ヶ城天守閣	追手町 1-1	27-4005
御薬園	花春町 8-1	27-2472
斎場	門田町大字黒岩字石高甲 807	27-5967



会津若松市民憲章

昭和43年5月3日 制定

前文

会津若松市は、会津の中心都市としてながい歴史と伝統につちかわれて発展してまいりました。

会津若松市民は、明治戊辰百年を迎えて先人の偉業をしのび、よりよい郷土を築くために平和・創造・繁栄の三つの誓いをたて、市民の歩む道しるべとして市民憲章を制定しました。

私たち市民は、責任と誇りをもった市民意識の上に立って、会津若松市を民主的な近代都市として大きく前進させるために、具体的目標を定め、心をあわせて、これを実践するよう努めるものであります。

- 一、親切をつくし 住みよいまちをつくりましょう
- 一、きまりを守り 明るいまちをつくりましょう
- 一、健康で働き 豊かなまちをつくりましょう
- 一、環境をととのえ 美しいまちをつくりましょう
- 一、自然と文化財とを愛し ゆかしいまちをつくりましょう
- 一、教養を高め 文化のまちをつくりましょう

令和8年度版 町内会活動ガイドブック

【 作 成 協 力 】

会 津 若 松 市 区 長 会
社会福祉法人 会津若松市社会福祉協議会

【 問 い 合 わ せ 】

会 津 若 松 市 市 民 部 市 民 協 働 課

〒965-8601 会津若松市栄町5番17号
(市民協働プラザ1階)

T E L 39-1221 / F A X 39-1420

市ホームページに「町内会ガイドブック」
を掲載しています。ぜひご活用ください。

